

GB521

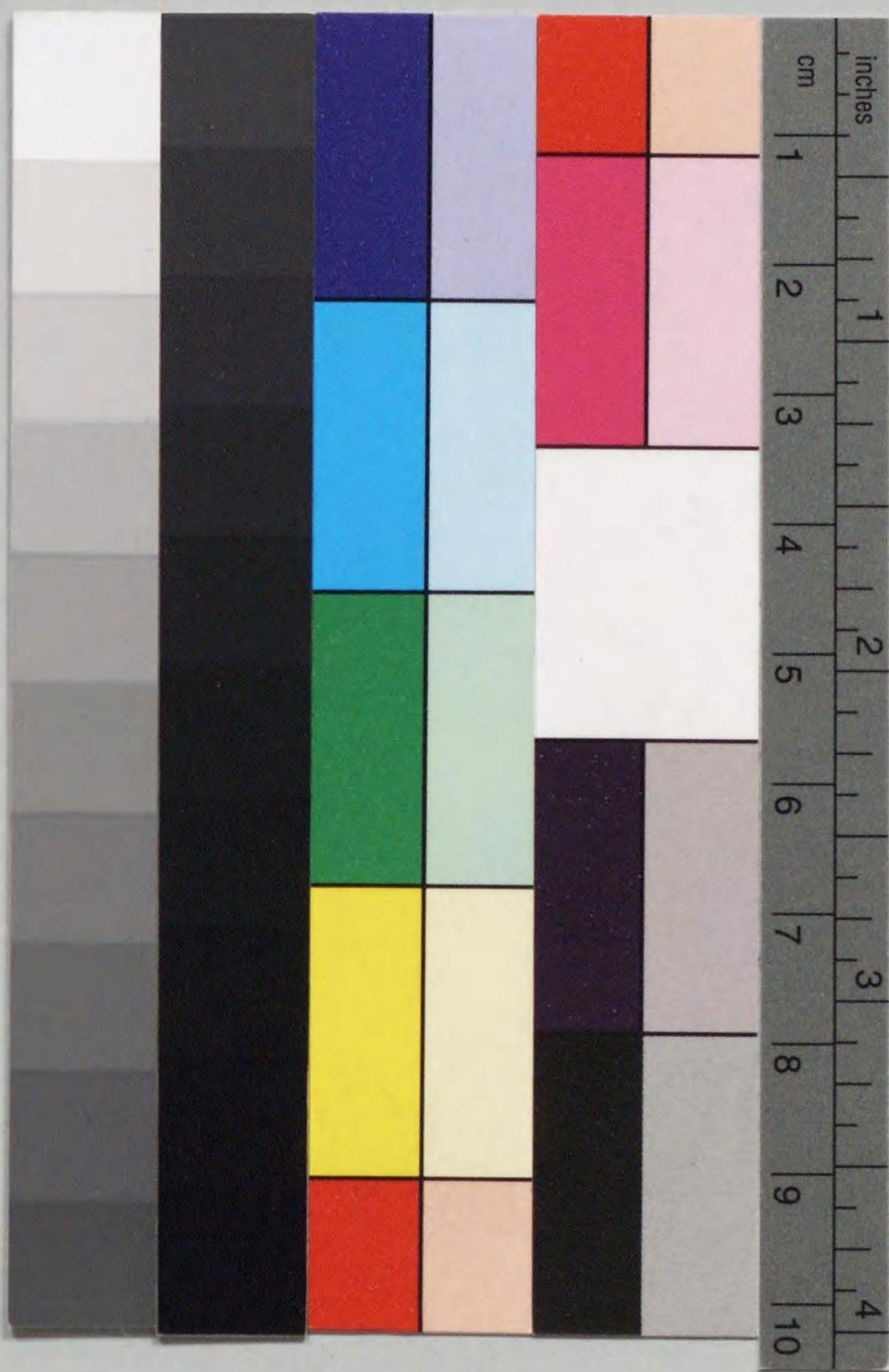
165



01028427

滿洲事變勃發滿五年

国立国会図書館



滿洲事變滿五年



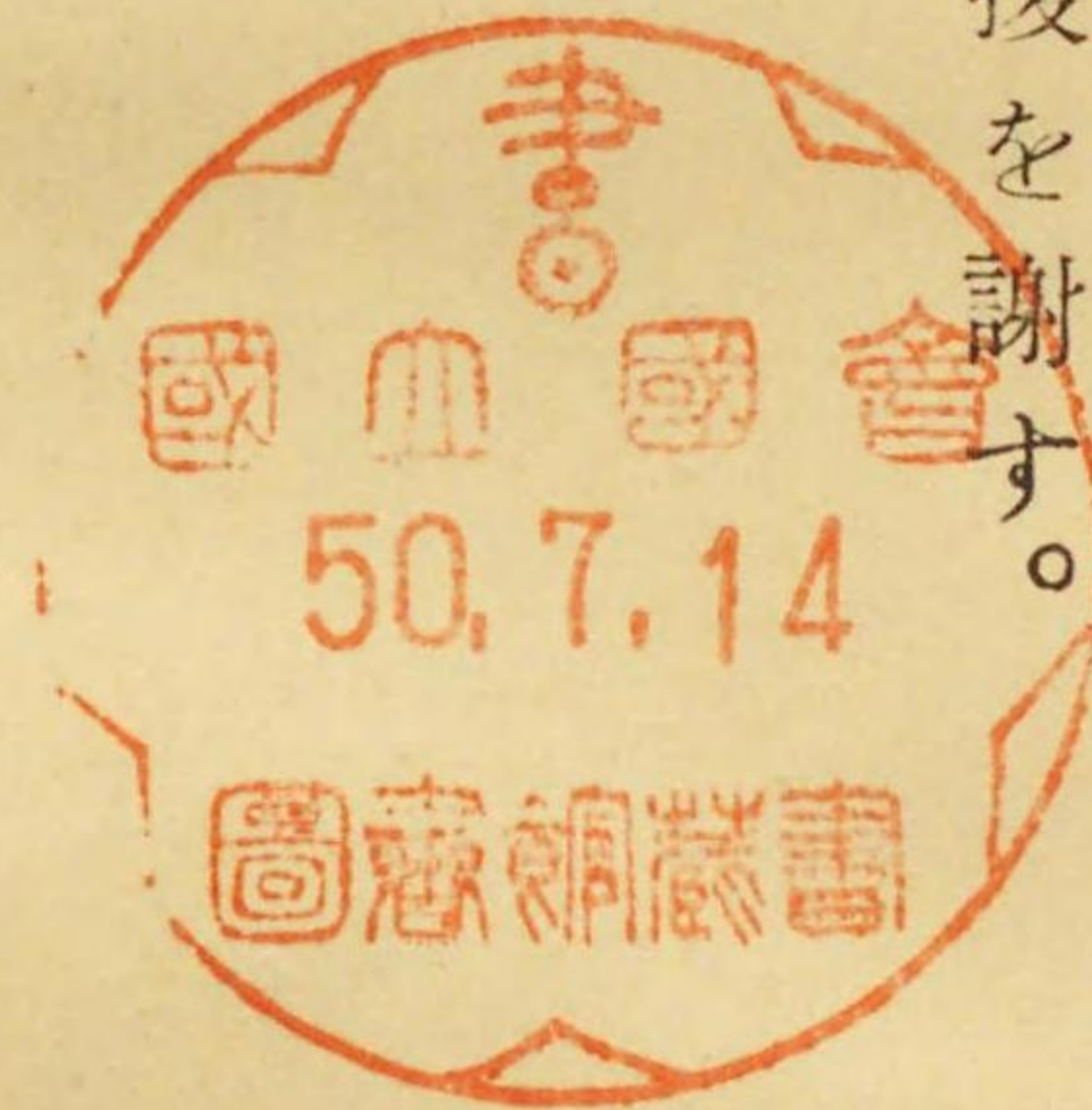
GB52
165

陸軍省
昭和十一年九月十八日

GB52/
165

併せて銃後の後援を謝す。
本書を滿洲事變殉難烈士の英靈に捧げ

210.72



1028427

國際聯盟離脫ニ關スル詔書	一
滿洲國皇帝ノ即位詔書	二
回鑾訓民詔書	四

國際聯盟離脫ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之下背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ

顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

滿洲國皇帝ノ即位詔書

奉

天承運ノ皇帝詔シテ曰ク我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年、天意ノ愛民

ニ厚ツキ友邦ノ仗義ニ頼リ、其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナカリシニ、日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セス、事ハ解懸ニ等シク功ハ援溺ニ同シ、朕藐躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ、我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ、流亡漸ク集マリ其驅歌ヲ興シ、兵氣潛銷シ化シテ日月ト爲ル、夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク、而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル、位ヲ正サンコトヲ籲請シ、詢謀僉ナ同シ、敢テ天命ヲ敬承セサランヤ、其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康德元年トシテ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ、世難未タ艾キス何ソ敢テ苟安セン、有ラユル守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ常ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ、凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス、此言ヲ渝エサル曠日ノ如キ有リ朕力命

ヲ替ルコトナカレ咸ヲシテ聞知セシム

御名 御璽

康德元年三月一日

四

回鑾訓民詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ
今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮
敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立ヨリ以テ今茲
ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致
シ復々意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ存リ教本ノ重ンスルトコロ忠
孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニ

セサルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇
統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬カラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シ
ク道合シ依頼渝ラス朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德
一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ即チ大局ノ和平人
類ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒテ萬禩ニ垂レヨ此ヲ
欽メ

御名 御璽

康德二年五月二日

滿洲事變滿五年

目次

一、緒言	一頁
二、日滿不可分關係とその強化	四
三、滿洲國政治の特性	一〇
四、治安肅正工作の進展	一五
五、滿洲國の經濟、財政、幣制	一八
六、治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の調整乃至移讓	二五
七、對滿投資及移民の必要	三〇
八、滿洲國の對外關係	三六

事變發生の結果として舊東北政權の没落を見るや、今迄その苛斂誅求に呻吟せる滿蒙三千萬の民衆は、これを天與の好機として新國家の建設に著手し、遂に昭和七年三月一日滿洲國の誕生を見るに至つた。

この新興滿洲國は、内には舊來の暗黒政治を排して五族協和の樂土建設に著手し、外には信義を重じ和親を求め等、その内外に對する政策の公正妥當なるを明視し得るに至つたので、帝國は昭和七年九月十五日進んで滿洲の獨立を承認し、共同防衛の盟約を結び(附録第二參照)、日滿共榮、東亞平和確保の爲には、如何なる障礙の排除も敢て辭せざるの決意を表明すると共に、又列強に對しては、滿洲國の獨立を尊重し、その健全なる發達を促すことが、東亞の禍根を除き世界の平和を保つ基なる所以を力説してその啓發に努めたが、不幸にして聯盟の所見これと背馳するものあるを認めためたので、遂に昭和八年三月二十七日聯盟に離脱を通

告した。この日畏くも大詔煥發せられ、外に對しては帝國の所信を宣明せらるると共に、内國民に對し今後その嚮ふべき所を示させ給ふたことは、聖慮宏遠にして洵に恐懼感激に堪えざる所であつた。

爾來滿洲國は幾多の荆棘を排して堅實なる發達を遂げ、昭和九年三月一日には天意に則り民意を察して 皇帝陛下御登極あらせられて滿洲國の國體確定し、中央行政機構の整頓を行ふと共に、省制の大改革を斷行して地方行政を刷新し、又蘇聯邦より北滿鐵道の權利を譲り受け、或は關稅自主權を確立する等、國礎益々鞏固を加へた。特に日滿間に於ては、昭和九年六月我が 聖上陛下には畏くも御名代として秩父宮殿下を御差遣あらせられ、越えて昭和十年四月には 滿洲國皇帝

陛下御來訪の盛事が執り行はせられ、兩國の和親が彌が上にも緊密を加ふるに至り、又昭和十年七月十五日日滿共同委員會の成立を見、更に昭和十一年六月十日

「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課說等ニ關スル日本國滿洲國間條約」を締結(附録第三)して治外法權の撤廢を實現したことは同慶の至りである。

二、日滿不可分關係とその強化

帝國と滿洲とは、肅慎渤海の昔時は扱ておき、既に日露戰爭前後から特に力強く相結び、戦後三十年帝國は只管滿洲の開發を援けんがため、治安の維持に、經濟の建設に、將た又文化の向上に凡有努力を盡して來たが、前述の如く滿洲在住三千萬民衆が中華民國の羈絆を離れて獨立するや、帝國はその獨立を尊重し、健全なる發達を促すを以て東亞の禍根を除き、世界の平和を保つ基なりとしてこの萌芽の培育養成に努めた。

滿洲國育
成方針

この滿洲國育成協力に際しては、帝國はこれを我が國と不可分關係を有する獨

不可分關
係の意義

國防上の
不可分

經濟上の
不可分

立國家として進歩發展せしむるを以て根本方針とし、三千萬民衆をして進んで建國の大業に邁進せしむるを以て指導の目標となした。然らばその不可分關係とは如何、兩國は日滿議定書を締結したので、國防上よりこれを觀れば、國家の防衛は兩國共同して負擔することとなり、これが爲所要の日本軍隊は滿洲國內に駐屯することとなつた。即ち滿洲國の國防は、東亞の平安を以て傳統的信條とする我が國防内に抱擁せられた譯で、一方滿洲國は自ら進んで共同國防費の一部を負擔する等、その緊密不可分關係は益々深められた。又經濟上よりこれを觀れば、ブロック經濟に進みつゝある世界の大大勢中に於て、兩國が有無相通じ相倚り相助け合理的融合の實を擧げんとするもので、更に經濟共同委員會の設置に依つてこれを明確ならしめた。尙この議定書の意味は意義極めて廣汎であるが、吾人の特に強調せんとする點は右の如き政治的經濟的相互依存關係に止らず、滿洲國成立

建國の本
質上より
來る不可
分

の本質上より來る不可分關係である。即ち建國當時の宣言(附録第四)に示す通り、滿洲國は五族協和王道治國を理想として滿蒙の天地に建設せられた國家であり、且その荆棘芟除には力を隣師に藉り、その好機を利用して建國せられたのであつて、この國に居住する滿漢蒙日鮮その他の諸種族は、一律に平等の待遇を享くるものである。換言すれば滿洲國は滿漢人のみにより成立した國家ではなく、我が日本民族も亦滿洲國の構成分子、而かもその有力なる構成分子として、到る處に於て滿蒙人等と等しく公私諸般の業務並職務に従事し、所謂王道國家の實現、安居樂業の完成を期して本然の發達を遂げ得べきものである。從て滿洲國は獨立國とは云へ、その建國の道程よりするも、建國の理想よりするも、日本帝國と對立し或は競争する國家にあらず、國際的には帝國と密接不可分の依存關係にあり、國內的にはその中樞的日本民族を除外し得ざる、謂はゞ肉親的關係にある國家である。

六

道義的結
合

ある。これ滿洲國が帝國と不可分關係にありとする所以である。

日滿相互依存關係は以上の通りであるが、更に特筆すべきは道義的精神的結合である。その主權者であらせらるゝ、皇帝陛下は御登極の際

「守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心永固ヲ期スヘシ」

と宣はせられて、兩國は相互依存共存共榮なるべきを明示せられ、次で昭和十年一月、皇帝陛下が旅順に行幸の砌り、旅順市民に下し給へる勅語には

「日滿ノ關係ハ僅カニ國際利害ヲ以テ合作スルノミナラス當ニ東洋固有ノ道徳觀念ニ基キ人類ノ福祉ヲ謀ルヲ以テ最要トナス」

べき旨を述べられて、對日國策の不磨の鐵則を闡明せられ、更に同年四月、皇帝陛下には新京御發輩親しく帝國を御訪問遊ばされて日滿特殊關係を顯揚せられ、次で同年五月二日回鑾訓民の詔書を宣布せられ、

「日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ彈竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ル、能ハス」

「日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ」

と宣はせ給ふと共に

「友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘキ」旨を三千萬國民に對し諭させ給ひ、この御詔書を奉載せる全滿の庶民は、深き感銘を以て日滿不可分關係の眞意を體得する所があつた。果して然らば、かゝる關係にある滿洲國が發達しその實力を向上することは、一面我が民族の發展向上を意味するものにして、延いては東亞の諸民族に勃興黎明の氣運を促進して東洋文明を興隆し、進んでは我が八紘一字の大精神を中外に宣布し、世界の平和文明に貢獻すべき我が民族的大抱負實現の第一過程と考へ得る次第であつて、事變前の

五族協和
の中核

張家の下にあつた如き對立的の國家、競争的國家とは全然趣を異にすることを知らねばならぬ。即ちこの五族協和の理想は滿洲國發展の生命的要素であり、我が對滿國策の根本觀念であり、堂々の態度を以て全世界に呼かけ得べき日本民族の世界觀である。然れどもこれが實行は中々容易の業にあらざるを以て、日本民族は五族協和指導の中核を以て自ら任じ、而かも輕薄なる優越感を戒め、權益思想を排し、霸道を慎み、東亞の先達たるの襟度を以てこれ等各種族の感情を融和し、對立の觀念を解消せしめ、彼等をして各々その處を得しめ、その志を遂げしむる如く心掛けねばならぬ。

從て帝國の滿洲に臨むや、歐米諸國の植民政策に於けるが如き異種民族相互の反感抗争を利用する所謂「分割して然る後に統治」の原則を排除し、而かも搾取主義に陥ることなく、共存共榮の實踐により、三千萬民衆と苦樂榮辱を俱にする

の寛懷が肝要である。かくて彼等三千萬民衆と兄弟の友誼を盡さば、高風自ら支那四億の民に及び、アジア十億の民も亦舉つてこれを範とするに至るであらう。要するに滿洲國に於ける五族協和は、將來アジア全民族の大協和に進む第一歩にして、その成否は實に滿洲國育成の岐るゝ所、延ては帝國國運の消長分岐點なるを銘心し、正に重大なる決意を以て新國家の創造育成に協力せねばならぬ。

三、滿洲國政治の特性

滿洲國は如上の精神を基調として王道國家の完成に努力してゐるが、形式的方面より觀察するも多くの示唆を與へてゐる。即ちその政治指導、統治組織等の採用にあたりては、新興の國家だけに、諸外國に於て既に過去の機構と見られ、或は非常時打開に不適當なりと目さるゝに至りしもの、或は弊害多しとせられつゝ、

も、各種の原因によりて修正を加へ得ざりし點に放膽なる改革を加へてゐる。これ等の點は滿洲國の政治を理解し、延いては日滿不可分關係を認識する好個の資料ともなるから、重要な二、三の事項を紹介する。

滿洲國が事變後の一大轉換期に於て、軍閥專制時代の再來を斷乎として排斥し、現代國家の形態を備へたる新なる法治國の出現を望んだのは自然の歸結であり、一般の輿望であつたが、歐米物質文明の行きづまれる今日、徒らにその糟粕を嘗むるは何人も到底忍び得ざる所となし、強力なる統制政治の形態を採用した。然しながら一面共産主義を奉ずるプロレタリア專制、並三民主義を奉ずる國民黨政治の現狀に深く鑑みるとき、かくの如き以黨治國の一黨專制も亦採用すべきにあらずとなし、世界に類例なき獨特の組織を採用したことは興味深しと云はねばならぬ。

強力なる
統制政治

然れども滿洲國に於ては、國民殊に滿人の國家政治に對する信頼心を向上し、廣く民意を求むる爲には十分なる考慮を拂つてゐる。元來民意暢達の爲には官吏自らこれに當るを本則としてゐるが、更に政府及民間の實質的連鎖、即ち宣徳達情の機關として協和會が組織せられた。これは政府と表裏一體建國精神を普及すべき政治的國家機關にして、現在行はれある縣、省、全國等三階段よりなる協和會聯合協議會は政府と對立するものにあらず、禮讓を尙ぶ官民の懇談機關である。さればこれが運用宜しきを得んか、官民摩擦の安全辦となり、政府の善政に寄與すること疑なく、滿洲國に於ては既往に於けるが如き意味の議會は全然不必要なるべしと觀測せられてゐる。

次に滿洲國政府は政府自體の機構にも重大なる反省を加へ、舊政權時代に於けるが如き各省割據主義に陥り、不知不諶の裡に豫算分取に墮し、爲に國策重點の

國務總理
大臣

指向を困難ならしむるが如き弊を除かんとし、政策と財政との一致、人事任命權の中央掌握等に關し深甚の考慮を拂つてゐる。即ち國務に就て 皇帝輔弼の責を有する國務大臣は國務總理大臣一人にして、各部（日本に於ける各省）大臣は單に行政長官として國務總理大臣の下に立たしめ、且人事、豫算、需要、宣傳、企畫、法制等はこれを總理大臣の直轄事項として各部を統制するに便ならしめてゐる。從てその輔佐機關として總務廳を設けて統制機能を強化し、又各部にも總務司を置きてその部の統制に當らしめてゐる。但軍事に關しては統帥の本質上、一般國務に關せざるものは軍政部大臣の輔翼により奉行され、軍令中一般國務に關係ありて之を公示するの必要あるものは、國務總理大臣が軍政部大臣と共に副署することになつてゐる。

總務廳

參議府

この國務院の外 皇帝の諮詔機關として參議府が置かれ、重要國務につき 皇

監察院

帝の諮詢に應じ又進んで上奏し、實行機關たる國務院の施政を冷靜に判斷して、政治の公正と政策の恒久性を保證し、更に監察院が置かれて官吏の非違と官廳の違法處分に對する監察並會計の検査を司掌し、以て公明なる政治の實行を保證してゐる。

日人官吏

最後に滿洲國政府の要部には多數の日人官吏が服務してゐる。これ等の日人官吏は優秀なる滿洲國の吏僚たると同時に、我が對滿洲國策遂行の使徒にして、五族協和、日滿提携の核心として他民族を補導誘掖し、これを抱擁すべき崇高なる使命を有するものである。これ等日人官吏の大部は滿洲國の建設を以て、日本民族甦生の爲天與の好機となし、東亞文化興隆の一大回轉機に際會したる幸運を感銘しつゝ、我が國策の示す所に従ひ、何れも一人の利害得失を顧みず身を殺して聖業に従事し、男子の面目としてこれが有終の成果を完成せんとし、言語、風俗、

習慣の異なる邊疆に於て困苦と缺乏に堪へ、大なる犠牲を甘受しつゝ、精進しある次第で、吾人の感謝に堪えざる所である。

四、治安肅正工作

滿洲國治安の肅正は國防上の重要性は勿論、行政、産業開發その他各般の事項に互り國家進展の基礎、否寧ろ王道政治の實體をなすものなるに鑑み、滿洲國は治安第一主義を標榜してこれが確立を計り、就中その健全なる發達を助成すべき關東軍は、右施策の根幹を以て自ら任じ、各地に分駐し治安確保の爲連年奮闘して來た。

從て滿洲國內の治安は年と共に肅正せられ、事變後三十萬と稱せられた匪賊も既に著しく減衰し、今日活動しある匪數は二萬内外に過ぎず、しかも大集團匪を

治安第一主義

認めざるに至つたので、大局的に觀て治安上大なる憂慮を要せざる程度に至つた。而して治安肅正實現の爲には、日本軍の分散配置と共に、大同二年五月以來治安維持に關する連絡並企畫の統制に任ずるため、中央及地方に治安維持會が設けられ、匪賊討伐のみならず討伐部隊に膚接隨伴する治安及宣撫工作を併用し、その成果の擴大、民心の安定、王道政治の普及に當り、その他戸口調査、武器回收、施療、保甲制度（本制度は自警自衛を目的とし、連坐責任を以て匪化を戒め、且匪賊の警戒、搜查阿片吸飲の矯正を計ると共に、その自衛團を以て直接護衛の任に服す）の普及徹底、自衛團の強化訓練、集團部落の建設（山間森林中に點在する獨立家屋が匪賊に利用せらるゝを防止、匪賊の掠奪を不可能ならしむるを目的とす）、警備道路及通信網の建設等各般の工作を實施促進し、軍官民一體となりて、匪賊により汚染せられた地域の淨化肅正に努力中である。然しながら匪賊は逐年共產思想の影響を深めてその行動は益々執拗悪性となり、或は嶮難なる山地に深く回避し、或は又僻陬の地に潜在して、良民の生活を脅威するも

のがあるから、日滿兩軍は今尙不屈不撓の努力を要する次第で、殊に彼等の巢窟を覆滅し、政治匪特に思想匪の組織を破壊し、匪禍の根絶を期するは決して容易の業にあらず、更に邊境地方に於ける行政の内容を充實し、黎民をして王化に浴せしむるには、今後に於ける永續的努力に俟つもの極めて大なるを思ひ、關東軍及滿洲國各機關は、永年の計畫の下に一段の緊張と努力とを傾注し、速かに全面的治安確保の實を擧ぐべく精進してゐる。従てその犠牲も多數に上り、我が在滿諸部隊は事變勃發以來本年七月末日迄に、戦死者（戦傷死を含む）二、八九一名、病死者一、〇三七名、戦傷者六、六九四名を出し、滿軍にありても昭和七年三月より本年二月迄四ヶ年間に戦死一、七五七名、戦傷者一、八七八名を算する情況である。尙この際附言したきは、巷間動もすれば、匪賊討伐に我が將兵の鮮血を濺ぐは、餘りにも高價の犠牲なりとの感を抱くものあるが如きも、皇軍の支柱的奮闘

は滿洲國軍警の活動促進の要件にして、又これに依つて討伐以外の政治的、文化的諸工作を進め、滿洲國の發達を庶幾し得べきこと、特に滿洲治安の確保自體が日滿國防の完璧を期すべきものなるに想到せば、討伐の犠牲は當然甘受すべきものにして、又その國家に對する功績は大會戰場に於けるそれに比べて決して劣るものにあらざることを認識し得べきであらう。

五 滿洲國の經濟、財政、幣制

一、經濟建設の方針と日滿經濟共同委員會

滿洲國に於ては建國の理想たる王道樂土を築くためには、その廣大なる資源を開發して國利民福を圖るべしとなし、著々産業開發經濟建設に努力してゐるが、王道主義による經濟政策の方針として昭和八年三月一日「經濟建設綱要」を中外

に發表した。

本綱要の根本方針は概ね左の二點に要約せられる。第一は東亞經濟の融合合理化を目途として、日本との協調に重心を置きたる點で、この政治的友邦との經濟的提携は、自由貿易主義より自主的經濟に進行しある世界經濟の動向より見て必然的であり、これが東洋諸國全般への擴充は宿命的と云ふべきであらう。第二は無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、これに所要の國家統制を加へて資本の効果を活かし、以て國民經濟全體の健全且潑刺たる發達を計らうとする點である。即ち資本主義的自由放任を修正し、國防的若くは公共的重要産業、交通、通信等の如き國民生活に影響大なるものには國家統制と管理を加へ、利源の壟斷と少數の恣意を制限することとし、爾他の一般企業は廣く民間の自由經營に放任して、人類活動の活因を潤さざることに意が用ひられてゐる。従て滿

洲國經濟思潮は自由と統制とを止揚したる綜合的經濟を、意識的に企畫實行せんとするものであつて、坊間一部に流布せられあるが如き、「滿洲國は資本家の經濟的進出を阻止しあり」云々の虚説は、右の方針に鑑み全く當らざるもので、否却つて資本の流入を必要とし、就中日本よりの投資を歓迎し切望してゐる次第である。

帝國としても亦右滿洲國の施策に協力し、日滿兩國の經濟上の依存關係を永遠に鞏固ならしむる爲、日滿經濟の合理的融合を實現し、兩國相互間の重要な經濟問題に關しても十分且緊密に共同の實を擧げ、兩國國民の經濟生活に於ける共存共榮を確保せんが爲、昭和十年七月十五日日滿經濟共同委員會を新京に設置したことは、後述治外法權撤廢と共に特に重要な意義を有するもので、今後滿洲國の經濟的開發の進展に伴ひ、日滿經濟提携強化上益々その重要性を加

ふるものと信ずる。

二、財政

滿洲國は建國以來舊政權時代嘗て夢想だにせざりし豫算制度を確立し、極端なる中央集權主義の下に極めて健全なる財政方針を樹立せる結果、治安肅正、内政の整備等に伴ひ財政は逐年飛躍的膨脹をなし、建國後四年にして已に豫算總額は建國當初に倍加し(附録第五參照)、而かも歳入歳出が概ね均衡を保ちて、黒字財政の健實なる歩みをなしつつあるは、新興滿洲國の國政整備し國家財政の基礎已に確立せるを如實に表現するものとして、友邦日本としても慶賀に堪へざる所である。而して滿洲國の財政は、治安回復に伴ふ收稅地域の擴大、各種産業の發展に伴ふ稅收入増加、更に專賣制度の實施等により歳入增收を豫期することは出来るが、一面治安肅正工作の強化、治外法權の撤廢及附屬地行政權

の調整乃至移讓、民力涵養、教育文化の向上その他厚生の施設に要する國費も逐年増加すべき傾向にあるから、歳入財源の大部を關稅、鹽稅等のみに俟ことは困難である。従て積極的に産業を振興して民力を強化するの方策が必要とせられるので、滿洲國は第二次建國工作としてこの點に努力することゝなつたが、我が國としてもこれに十分なる援助を與へねばならない。

三、幣制及金融

滿洲國に於ては建國當初その幣制を金銀何れにするかに關しては種々議論があつたが、結局理想としては金本位制とすべきであるが、現實の問題としては舊政權による幣制の混亂を整理統一し、通貨を安定して經濟取引の圓滑を圖ることが治國安民の第一義的要素となし、先づ銀の基礎に立ち機を見て金系へ移行せんとする漸進主義を採用した。この方針に基き銀本位による通貨の統一は一昨

年を以て一段落を告げ、昨年度に於ては銀本位制より管理通貨制への轉化を機として、國幣價值の安定並通貨統一強化の爲、金圓と國幣との等價維持方策が講ぜられた。帝國政府も亦日滿特殊關係に鑑み同國の國幣價值の安定及幣制統一に協力する爲、昭和十一年十一月四日左記要旨の如く能ふ限の支援をなすことを發表した。

- 1 滿洲國內に於て紙幣發行の權益を有する日本側銀行の銀行券はこれを國幣に統一す。但對滿投資に不安なきを期する等その他周到なる準備をなし、漸進的にこれが實現を期す。
- 2 而して國幣價值の安定を容易ならしむる爲、先づ以て朝鮮銀行の滿洲國に於ける營業に關し必要なる統制を如へ、滿洲中央銀行との間に適當なる業務協定を行はしむ。

3 その他在滿日本官民は事情の許可す限り國幣を使用すること。

4 滿洲國の爲替管理實施に對し、日本政府は適當なる考慮を拂ふと共に、在滿日本側銀行をして必要なる協力を爲さしむ。

右方針の結果「鮮銀」は將來滿洲に於て發券業務を廢止し、且日滿爲替等價維持強化策として、關東軍は固より滿鐵始め在滿日本官民による國幣建支拂を實施し、滿洲國政府は十一月三十日を以て爲替管理法を公布し一、國幣の投機賣買の絶對的禁止。二、金銀保有の擁護。三、國幣の流通普及。四、資本逃避の防止を計つた。

これを要するに滿洲國の金圓等價持續政策は滿洲國幣制の基礎を鞏固ならしめたるのみならず、國幣の對日爲替相場の安定を來して日滿間の金融乃至經濟上の不可分關係を強化したので、帝國よりの投資並融資は益々安全容易となつた。

六、治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の

調整乃至移讓

帝國は民國以來引續き滿洲國內に於て治外法權を享有し、且南滿鐵道附屬地行政權を行使して來たが、これ等の權利は緣由する所遠く、從來滿洲に於ける帝國權益の發展上重要なる根據となつてゐたが、滿洲國の成立以來日滿間の不可分關係強化せられ、滿洲國の發展充實が我が國策の進展を意味することとなり、且我が對滿政策の伸張に伴ひ、これ等の權益存在せずとも滿洲國內に於ける帝國の權益を擁護し、在留民を保護するには缺くる所なきに至つたので、帝國は滿洲國の發達を助長するの見地より、これ等の權利を自主的に放棄するに決した。

右は我が國が眞に日滿民族融和親善の爲には五族協和の精神を尊重すべしとな

し、自ら既得特權の行使に制限を加へ、權利義務平等負擔の原則確立を垂範せんとする道義的信念の發露にして、この種特權保有行使が民族間の對立反感を強化せしめ、その磨擦により却つて本然の發展を阻害し、日本より離反する結果を招徠することなからしめんが爲である。

滿洲國內に於て權利義務の平等原則にして確立せんか、日本人の發展はその保有する資本、技術及高級文化等の實力を以て自然に庶幾し得べく、一面これにより日本人に對し、彼等が附屬地の如き小天地に跼蹐することなく、滿洲國內に全面的安住發展を圖り、進んで滿洲國の完成に協力し、善隣不可分の關係を永遠に鞏固ならしめんとするの氣運を醸成せしむの效果がある。

依つて帝國は昭和十年八月閣議に於て治外法權の撤廢及附屬地行政權の調整乃至移讓に關する方針を決してこれを中外に宣明し、本主旨に基き本年六月十日「滿

洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課稅等に關する日本國滿洲國間條約」(附録第三參照)を締結した。尤もこれが實施に關しては極めて周到なる注意を拂ひ、内外各機關も密接なる聯絡を保ちて慎重審議準備を進め、特に帝國政府及現地當局何れも日本人の利害に關しては十分周到なる注意を拂ひ、在留帝國臣民の生活に急激なる變動を與へざること、なつて遺憾なきを期し、事項別漸進主義により漸を逐ひ、事宜に應じ實施すること、なつてゐる。又滿洲國政府に於ても、帝國の措置に對應して著々準備を進め、康徳元年度に八百萬圓、二年度に二百七十二萬圓、三年度に三百六十萬圓の豫算を計上し、範を日本に採りて、司法制度はもとより、警察、課稅等に關する各般の改善充實を期し、業績見るべきものがある。これを要するに滿洲國に於ては建國精神たる五族一體化の諸施設が既に整備され又準備せられてゐる。従て在留日本人が滿洲國の一結成分子として諸方面に

活動し、發展する爲には必ずしも從來把持した特權又は根據地を必要とせぬ事態となつた。否寧ろこれ等の撤廢移讓を斷行することは、日本人が進んで滿洲國の完成に協力する好個の機會と便利とを得たものと見るべきで、實質的には決して特權の喪失でも權益の放棄でもない、在滿日本人として保證された法律上の權利を暢べ得ると同時に、滿洲國から保證されて各方面に一層經濟的に産業的に活動することが出来ることとなつた。故に在留日本人も亦唯單に事變前の對立意識に捉はるゝことなく、又目前の小利をのみ考ふることなく、治廢及附屬地問題は日滿關係規正上の帝國政府の重大政策なるを思ひてこれに善處すること必要にして、特に日本人のみの特權を條約上保留せんとする考へを一掃するは勿論、義務の負擔に於ても他民族の模範となり、その信賴を増大するの心掛けが必要である。而して法權撤廢は日滿兩國の特殊不可分關係に立つものであり、法權撤廢に際し條

約上日本帝國並日本人の享有する特權が列國に悉く均霑せしめ難いものがあるのは勿論であるが、國際慣例上至當なものは固より妥當に處理さるべきであらう。

七、對滿投資及移民の必要

我が國に
對する政
治的經濟
的影響

滿洲國の育成が一般滿洲國自體に與ふる利益の多大なるは勿論呶々を要せないが、我が國に對する政治的、經濟的影響も決して尠少ではない。先づ日露戰後二十數年間未解決のまま、放置されし諸懸案が確認擴充せられたことは固より、各種の點に飛躍的進展を見せ、事變前を顧み實に感慨深きものがある。これ等日滿共存共榮進展の指標たるべきものは枚擧に遑ないが、事實に現れた二、三の事例を擧て参考としたい。第一は治安肅正、産業關發に伴ひ、全滿に互り日本人の著しき進出を見るに至つたことである。即ち内地人は昭和五年末には二十三萬に足

日本人の
進出

らなかつたが（附録第六參照）昭和十年末には五十萬を突破し（駐滿軍部關係を除く）、而かも關東州や附屬地を離れた滿洲國奧地方面に激増してゐる（附録第七參照）。又在滿鮮人は舊軍閥時代はその苛斂誅求は勿論、不法地主の非人道的壓迫に依り、汗血を流しつゝ、僅かに生命を維持したにすぎなかつたが、現在に於ては滿洲國構成分子として齊しく建國の聖業に参加し、その人口も事變前約六十萬であつたのが、昭和十年末には八十三萬四千に増加し、農業方面に於ける活躍は益々期待せられてゐる。即ち日本人總數は約百三十三萬五千となり、事變前の八十四萬八千に比し約四十九萬の増加を示し、今後とも引續き急速なる増加を繼げるものと認められる。

新設會社

次は産業部門に於ける日本勢力の進展であるが、事變以來昭和十年末迄に日本資本により滿洲内に設立せられた會社數は二百五十を超へ、その資本總額は約七

億圓と推算せられてゐる。（附録第八參照）

日滿貿易

これを日滿貿易の點から見れば、昭和十年度に於て日本よりの輸出約四億五千萬圓、日本への輸入約二億圓にして、同年度に於ける滿洲國貿易總額の約六割五分を占め、經濟生活に於ける日滿兩國民の依存關係は益々緊密となつた（附録第九參照）。又經濟的效果を最も簡明に實證してゐるのは滿鐵の業績であるが、附録第十の如き發展を示し、東拓はその固定投資を復活し、在滿日本側銀行の預金及貸付は共に事變前に比し附録第十一の如く増加し格段の進展を來した。

かくの如く日本人の對滿進出は各方面に互り駁々たるものがあるが、未だ滿蒙建設の一步を踏出したに過ぎないのであつて、この大業を成就せんが爲には、我が對滿投資と對滿移民の更に徹底的遂行を必要とするのである。

一、對滿投資

事變前日本の對滿投資は約十七億圓にして蘇聯の五億九千萬圓（北鐵讓渡により現在に於ては激減）、英の四千萬圓、米の三千万圓、佛の二千五百萬圓等に比し各國投資總額の七割を占めて嶄然頭角を現はし、又これを日本の國外投資額より見ればその約六割に相當し、滿洲は我が國にとつて最大の投資市場であつた。而して滿洲國の建國を見るや我が對滿投資は更に激増し、株式、社債、公債等の直接的投資約八億圓の外滿洲に落ちありと觀測せられある滿洲事件費の約二割即ち約二億圓の間接的投資を加ふれば合計約十億圓の巨額に達し、事變前長年月に互つて行はれた十七億に比し、増加速度の急激なるは容易に肯定し得る所である。

滿洲國産業開發上滿洲國が我が對滿投資を切望しあるは前述の通りであるが、内地に於て對滿投資の一般的警戒即ち抑制的傾向があるのは遺憾とする所であ

る。これが主なる原因とも見るべきは企業統制の誤解に基く資本の臆病性と、資本の海外流出に對する懸念であるまいか。前者に就ては既に述べてあるから繰返さぬが、後者に對するものも亦杞憂にして、我が對滿投資が支那及海外に流出しあらざること、滿洲國政府の發表並事實の示す所であつて、その多くは産業開發資金として各種企業の根幹となり、或は對日貿易に伴ふ日本への資金還元の形態を採りあることは明瞭である。加ふるに前述の如く日滿間の金圓國幣等價維持政策の採用により、日本よりの對滿投資は極めて圓滑に實現し得ることとなり、又滿洲經濟建設方針の確立は各種産業の方向を明確にし、日本よりの資本輸出を最も容易安全ならしむることとなつた。要するに滿洲國の發展はその産業開發に俟つべく、産業開發の成否は資本の多少に比例すべきを以て、帝國は進んで投資を斷行しその開發に協力せねばならぬ。

二 對滿移民

吾人が對滿移民の遂行を強調する所以は、次の必要性と可能性に基くものである。

日本移民
は五族協
和實現に
必要

必要性の第一は滿洲國建國の本質上より來る不可避的要求である。滿洲國の建國精神たる五族協和の理想境を出現せんが爲、又日滿不可分關係を永久に確保強化せんが爲には、その楔子たるべき日本移民が絶対に必要である。これ新國家の構成分子として、指導的立場にありて五族協和の聖業に従事する能力あるものは、目下の處日本人を措て他に求め得ないのである。滿洲國に於ける日本人が確かと大地に足を踏みつけ、先住民と共に土にまみれて手と手を握りあつて、始めて滿洲國に於ける産業特に農業の開発、文化の向上、衛生の改善、治安の確保が期せらるゝ譯で、延いては滿洲に於ける國防第二線の安定が期せら

れることとなるのである。

國內人口
問題解決
に必要

第二は我が國に於ける人口問題解決上より來る必要性である。現下日本農村の苦難を顧るに、根本的原因是結局耕地の狭少に歸著することは具眼の士の悉く認むる處であつて、日本内地農村一戸當りの耕地面積は平均九段三畝(田一五段五畝
畑一三段八畝)にして米國の約六十分の一、カナダの約九十分の一、獨國の七分の一、デンマークの十六分の一に過ぎず、爲に農村はその本質たる自給自足的色彩を失ひて、營利的農業に流れ、農村思想の健全性を喪失せんとし、且都市農村間の矛盾を強化し對立的氣運を醸成してゐる。加ふるに我が國は近年平均百萬の自然増加を見ある以上、毎年大分縣或は秋田縣に匹敵する土地が増大せざる限り、内地の人口密度は次第に濃度を増加すべく(附錄第十二參照)、これに基く生活條件の低下は姑息的救濟政策のよく彌縫し得ざるは明にして、これが

根本的解決策を必要とするが、移民はその最も有效なる方策と信ず。而して滿洲がこの移民の爲最も好適とする所以は、同地が國家百年の大計と合致しあるは固より、分離せる同胞に對して常に十分なる保護と支援を與へ得るからである。即ち滿洲國には我が軍隊駐屯して治安の維持に協力し、我が同胞がその官吏として服務し、滿洲國は自國民に劣らざる待遇を與ふることを約してゐるのであつて、かゝる好條件は決して他に於て求め得べきでない。従つて現段階に於ては、我が移民は滿洲第一主義に集中統制せらるべきであらう。

移民の
可能性

次は移民の可能性である。この問題は既に理論的にも實踐上に於ても十分に解決せられ、滿洲移民に對し輝しい將來を約束してゐる。

第一次第二次の移民團が入植した當時に於ては、政府に於ける用意も覺悟も十分ならず、又治安が豫想外に悪かつたので、思はしからざる點もあつたが、その

後治安は漸次肅正せられ、交通の利便は増大し(附録第十三參照)、官民の用意は整ひ、既に對滿移民の可能性に對する確信を得るに至つた。又日滿人の生活程度を心配せらるゝ向もあるが、農民の食物の程度に於ては大なる差ありとも考へられず、只衛生施設と子弟教育の負擔に格段の差あるも、將來滿洲内に於ける之等施設の整備を見るに至れば、日本人との生活水準も漸次近邇し來り、生活程度の差による競争難は決して大なる心配を要せない。

既に第一次永豐鎮、第二次湖南營に於ても兩親妻女を招致し、その第二世が生じてゐる。彼等が兩親妻女を招致するに決したこと自體が、既に移民の可能性を信じその前途に光明を認めある實證にして、彼等は分讓せられたる二十町歩の土地を開墾しつゝ、新天地の建設に精進してゐる。

以上の如く日滿不可分關係を悠久に強化する爲に移民が絶対に必要であり、又

我が國自體の人口問題解決上必要なりとせば、速かに大量移民の實行に著手せねばならぬ。曩に滿洲拓植株式會社の成立を見て移民事業を本格的軌道に進めたことは慶賀に堪へぬ所であるが、最近現地に於ては二十年間に百萬戸五百萬人移民計畫の成立を見、又内地に於ても庶政一新の重要課題としてこの移民問題が考慮せらるゝに至つたことは、快心事にして吾人は本案の具現を待望する次第である。

八、滿洲國の對外關係

滿洲國が前述の如く建國以來著々として國礎を固め、獨立國の實を備へて來たことは世界各國の齊しく認むる所であつて、正式に承認せるものこそ僅かに羅馬法王廳及サルバドル共和國に過ぎないが、事實上各國がその獨立を認め、日滿關

係に就き正しき認識を深め來つたことは、東洋平和、世界平和の爲慶賀の至りである。殊に昨年三月滿洲國政府が、帝國政府斡旋の下に、蘇聯邦より北滿鐵道に關する權利を譲り受けたることは、滿洲國內鐵道政策上一新紀元を劃せるのみならず、その國際的地位を向上せしめた點に於て極めて有意義であつた。又先般獨逸經濟使節一行を迎へ、その結果滿獨主務官廳間に於て滿洲特産就中大豆の對獨逸輸出促進に關する協定成立し、又英、佛、白、等の事業家も、滿洲國との經濟的接觸を希望し、經濟使節の派遣その他の方法により、對滿投資の可能性及對滿貿易の促進策を調査研究し、又郵政上に於ては郵便交換の協定を結びあるの狀態で、事實上承認してゐる國は尠くない。

以上の如く滿洲國の國際的地位向上するに従ひ、世界各國との間に正常なる外交關係を樹立するに至るべきは自然であるが、特にその直接々壤國たる支那外蒙

蘇蒙支と
友好關係
樹立希望

及蘇聯邦との間に友好的關係を樹立し、以て國內の秩序と安寧が外部よりの勢力により脅威せらるゝことなきを希望してゐるが、現下滿洲國と蘇蒙間との關係は概ね次の如くである。

(一) 北支方面

支那が滿洲國の獨立を承認し、日滿支三國の完全なる理解提携を招徠することは、東洋永遠の平和確保の爲極めて望まじきことである。南京政府は未だ正式には承認してゐないが、滿支間に於ても實質的には通車、通郵、電信電話連絡等の實際的方法が採用せられてその交易を平常化し、長城内外の經濟的、文化的、融通提携が漸次實現せられてゐる。昨年來生れ出た冀東防共自治政府、冀察政務委員會の兩者は、出現後日尙淺いので、前途如何に發育進展するやは斷言し得ないが、彼等が日滿兩國に對し友好的態度を表明しあるは、滿洲國に

日滿支親
善地帶

於ける王道建設の實狀と、これに協力しある日本の眞意が、接壤地方の民衆の間に反映したものと云はねばならぬ。

然れども眞に日滿支親善地帶として明朗なる北支の出現を見る迄には、前途尙幾多の曲折波瀾あるは免れざる所であらうが、これ等親日滿的政權との提携を鞏化し、以て北支をして滿洲國の治安攪亂の策源地、或は赤化の前進據點たらしめざることが絶對に必要である。

又支那一般としても、四億民衆の康寧の爲には、速かに遠交近攻以夷制夷的思想を改め、亞細亞の問題は亞細亞自ら解決するより外に妙案なき所以を諒得し、日滿支三國提携に更に一步を進めんことを望む次第である。

(二) 對蘇蒙問題

滿洲國と蘇蒙兩國との間に横る國境線上に於ては、昨年來種々の紛争が續出し、

双方の間に時には實力的衝突を惹起し、不幸にして、皇軍の將兵にしてかゝる國境紛争の犠牲となつた例も數件に及んでゐる。

これ等の諸問題は實に煩瑣に堪へざるものではあるが、寧ろ滿洲國國力充實の反映と見るべきである。即ち滿洲國內の諸問題は國內中軸部たる滿鐵沿線より始まり、逐次邊境地方に向ひ解決せられあるものにして、今や遂に國家の最外廓線たる國境に迄到達せることは、滿洲國國力の進展を實證するものである。國境線に就ては露支間に結ばれたる累次の條約あるにも拘らず、何れを以て國境線と認むべきやに付ては、條約上、事實上に於ても疑を挾むの點頗る多く、條約の文面上定められある場合に於ても現地上に於ては極めて曖昧であつて、少くも滿蘇間の見解に於ては相異あるものが少くない。支那は清國政府以來民國に及びても侵略に侵略を重ねられ、兩國間の諸條約は壓迫に壓迫を加へられて

結ばれたるのみならず、清國、民國共に内部的政治上の諸問題に忙はしく、國境そのものゝ如きはこれを顧るの餘地なく、的確なる處理をなすことなく對手側の隨意に委したる傾向があり、陸地續きの部分に於ては勿論、大河を以て境する部分に於ても中洲或は島嶼の歸屬不明確なるものあり、又外蒙との國境も本來廣漠たる原野内を通ずる蒙古汗の境界に過ぎざるが故に、現地上極めて不分明である。従て滿洲國政府は一面外蒙政府に對して、正常なる外交關係の樹立を要求すると共に、蘇聯邦及外蒙政府に對し、國境紛争防止の爲にはその先決條件として、國境線を確定するの必要あるを提議した。然るに外蒙政府は依然鎖國主義を固持して正常なる國交關係樹立を肯ぜず、蘇聯邦亦國境線は明確にして再審査を要せずと主張するのみならず、國境に近接して築城を施し、多數の軍隊と精銳なる兵器の充實に没頭しあることは、滿洲國側の大に遺憾となしある

所である。幸にして最近東部國境方面に關して紛争の處理並防止の機關を設け、又國境劃定を實施せんとする原則の承認を見、委員會設置に關し交渉中にして、又滿蒙兩國間にも委員會設置の議進みあるは、局部的にせよ國境に於ける緊張せる空氣を緩和するに資する所あるべしと思考せらるゝも、本年七月下旬滿蘇水路會議が再び不調に歸したことは、蘇側に互讓協調の精神なき實證にして、國境問題の前途多難なるを思はしめるのである。

東亞の安定勢力を以て自ら任ずる帝國としても、滿洲國とこれ等三國との外交關係には重大なる關心を要する譯で、その推移如何によりては帝國々防の安危に關するものあるを認めねばならぬ。故に滿洲國がこれ等三國との間に正常關係を樹立し、從來頻發しつゝあるが如き國境紛争事件等を防止するのみならず、更に經濟的に將た文化的に提携し、東亞平和確立に寄與することを切望すると共に、日本

帝國國防
の安危

帝國自らも國防上の施設を充實強化し、滿洲國の正當なる主張貫徹に十分なる後據を與へねばならぬ。

九、結言―舉國の後援に感謝

本事變の結果をして今日の成果を得しめたるは一に 御稜威に依る所であるが、日滿兩國當事者の努力、特に我が舉國一體の活動に負ふ所が甚だ多いことを特筆せざるを得ない。即ち柳條溝の閃光は神國日本の正義を更生躍動せしめ、發しては朔北江南の花となり、凝つては九千萬同胞舉國一致の活動となり、その理解ある輿論は當局を激勵しつゝ、國家を聖業完成へと驀進せしめてゐる。同胞の熱誠は、或は國防思想の普及に、軍の後援救恤に、國防團體の設立等に現れ、軍に對する激勵感謝の書狀枚舉に遑なく、事變勃發以來學藝技術獎勵寄附金約百五十萬

八百圓、國防獻品換算額約一千七百八十七萬六千三百圓、恤兵金約五百八十萬五千五百圓、恤兵品約六千百十六萬三千個(以上昭和十一年七月末日調)の巨額に達し、特に豊かならざる人々又は青少年子女が眞に赤心の結晶を送らるゝもの頗る多く、その都度將兵をして感激せしめてゐる。總じて國內輿論の緊張、軍に對する激勵程將兵を感奮せしむるものはない。國內の情勢を耳にし新聞紙を通じて具さにこれに接する時、或は同胞赤誠の結晶たる愛國號の雄姿を蒼空高く仰ぐ時、出動の戰士は愈々奉公の志に燃へ、一死國に報ゆるの感激と不退轉の勇猛心を振起し、皇道宣布の第一線に立つの光榮とその重責とを刻銘するものである。茲に同胞の白熱的後援に對し深甚なる感謝の意を表する次第である。

終に臨み滿蒙建設の人柱として本事變に殉じたる英靈に對し謹んで心からなる崇敬感謝の至情を捧げる。屍を馬革に裹むは武人の本懷とは云へ痛恨に堪へな

い。又武運拙くして病に斃れしものは心境眞に同情に堪へないが、齊しく君國に殉じたるに變りなく、その英魂長へに靖國神社に鎮り國家久遠の祭祀を亨け、國家悠久の發展を護るであらう。唯殉難烈士の遺族に對しては、家門の譽はさることながら、深厚なる哀悼の意を表し家門の繁榮と多幸を祈念して已まぬ。尙事變の爲不幸廢疾となりし將兵に對しては實に慰問の言葉を知らず、茲に深甚の同情を捧げ切に加餐を希ふ次第である。

要するに、滿洲國は順調なる發展を遂げてはいるが、倥傯の間に建設せられたるもので未だ纔かに獨立國たるの形體を整へたるに過ぎず、これが完成には前途幾多の難關を覺悟せねばならぬ。特に治安の肅正、内容の充實、對外問題の處理等は滿洲國民自體の自覺と奮闘に俟つべきは勿論であるが、帝國としても、治安

維持に對する協力は固より、財政上の援助も覺悟せねばならぬ。かくの如き負擔は決して尠少ではないが、これに依つて滿洲國の健全なる發達を促し、これに依つて東亞の安定、世界の平和の基礎を鞏め、我が國策の遂行を助くるものならば、國際道義確立の犠牲として喜んで忍ばねばならぬ。滿洲國建國の重要性に鑑み、既に帝國は國力を睹してその育成に邁進しある以上、如何なる荆棘をも恐れず、老若男女を問はず、國の内外たると職業の如何を論ぜず、我が國朝野一致滿洲國の補導育成に誠を竭しその信賴と尊敬に價せねばならぬ。

吾人はこの記念日を迎ふるに當り、天與の試練を感謝しつゝ、過去五年間を追憶すると共に、更に新なる勇猛心を振起し、特に東亞安定勢力たるの實力就中國防力を整へ、斷乎として我が國策の遂行に邁進し、日滿一體の確立強化、東洋平和の基礎を建設、以て殉難烈士の英靈を慰むると共に、我道義的世界觀の正當性を

實證せねばならぬ。

附錄

目次

一、滿洲事變概觀……………三
二、日滿議定書……………五
三、滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約……………六
四、滿洲國建國宣言……………六
五、滿洲國財政一覽……………六
六、在滿日本人增加狀況……………六
七、日本人區域別人口增加比較……………六
八、滿洲國特殊會社及準特殊會社一覽……………七
九、滿洲國貿易一覽……………七
十、滿鐵鐵道營業收入動向……………七

五二

一、在滿日本側銀行預金貸付額一覽……………五二

二、滿洲國面積及人口一覽……………五三

三、滿洲國交通一覽……………五七

滿洲事變概觀

年次	年六和昭				年七和昭						
	月別	九	十	十一	十二	一					
作	戰	關	係	經	過	概	其	他	行	事	要
九	奉天、長春、吉林附近ノ戰鬪	錦州爆擊	嫩江、昂々溪附近ノ戰鬪	天津事件	遼西方面平定、錦州入城	哈爾濱附近ノ戰鬪	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立	
十	錦州爆擊	嫩江、昂々溪附近ノ戰鬪	天津事件	遼西方面平定、錦州入城	哈爾濱附近ノ戰鬪	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立		
十一	嫩江、昂々溪附近ノ戰鬪	天津事件	遼西方面平定、錦州入城	哈爾濱附近ノ戰鬪	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立			
十二	遼西方面平定、錦州入城	哈爾濱附近ノ戰鬪	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立					
一	哈爾濱附近ノ戰鬪	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立						
二	上海事件	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立							
三	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立								
四	方正、東支東線及松花江流域ノ反吉林	リットン郷一行來滿	滿洲國獨立								

滿洲事變滿五年

和 昭				年 七 和 昭							
四	三	二	一	十二	十一	十	九	八	七	六	五
北支作戰	熱河作戰	吉林省東方地區討匪 山海關事件	三角地帶討匪	東邊道方面討匪 コロンバイル方面蘇炳文軍討滅					呼海線方面馬占山軍討滅		軍討滅
	國際聯盟離脫ノ詔書煥發	國際聯盟票決四二對一		リットン報告書發表	帝國ノ滿洲國承認 日滿議定書締結	武藤軍司令官着任本庄中將ト交代					

年 九 和 昭				年 八							
四	三	二	一	十二	十一	十	九	八	七	六	五
	土龍山事件	饒河附近討匪、黑龍江省討匪 東邊道及三角地帶ノ討匪			吉林省東部地區討匪 間島方面討匪			三角地帶討匪			北支停戰協定成立
	滿洲國皇帝登極、康德元年ト改元		滿洲國帝政實施聲明					菱刈軍司令官着任	武藤元帥薨去	國際聯盟ノ滿洲國不承認案採擇	蘇聯邦東支鐵道賣込提議

昭 和 十 一 年				
八	七	六	五	四
	綏芬河事件			
	春季大討伐			
				植田軍司令官着任南大將ト交代
				滿洲ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約締結

二、日滿議定書

日本國ハ滿洲國カ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限り之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲左ノ如ク協定セリ

一 滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民カ從來ノ日支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ

二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武 藤 信 義 團
滿洲國國務總理 鄭 孝 胥 團

三、滿洲ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅 等ニ關スル日本國滿洲國間條約

大日本帝國政府ハ昭和七年九月十五日調印ノ日本國滿洲國間議定書ノ趣旨ニ據リ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且日滿兩國間ニ現存スル緊密不可分ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲現ニ日本國カ滿洲國ニ於テ有

スル治外法權ヲ漸進的ニ撤廢シ且南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ調整乃至移讓スルコトニ決シタルニ因リ
滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ヲ多トスルト共ニ之ニ對應シテ日滿兩國臣民ノ滿洲國領域内ニ於ケル
融合發展ヲ確保増進スルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ

兩國政府ハ日本國カ滿洲國ニ於テ有スル治外法權及南滿洲鐵道附屬地行政權ニ關シ先ツ日本國臣民ノ居住
及各種權利利益ノ享有竝ニ滿洲國ノ課稅、産業等ニ關スル法令ノ適用ニ付左ノ通協定セリ

第一條 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往來シ農業、商工業其ノ他公私各種ノ業務及職務
ニ從事スルコトヲ得ヘク且土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スヘシ

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ一切ノ權利ノ享有及利益ノ享受ニ關シ滿洲國臣民ニ比シ不利益ナル
待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

第二條 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ課稅、産業等ニ關ス
ル行政法令ニ服スヘシ

南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ日本國政府ハ前項ノ滿洲國法令カ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ屬地的
ニ施行セラルルコトヲ承認ス

本條ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國臣民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

六二

第三條 前二條ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用シ得ル限り日本國法人ニ適用スルモノトス

第四條 本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ホササルモノトス

第五條 本條約ハ昭和十一年七月一日即チ康德三年七月一日ヨリ實施セラレヘシ

第六條 本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使

植 田 謙 吉

滿洲帝國外交部大臣

張 燕 卿

四、滿洲國建國宣言

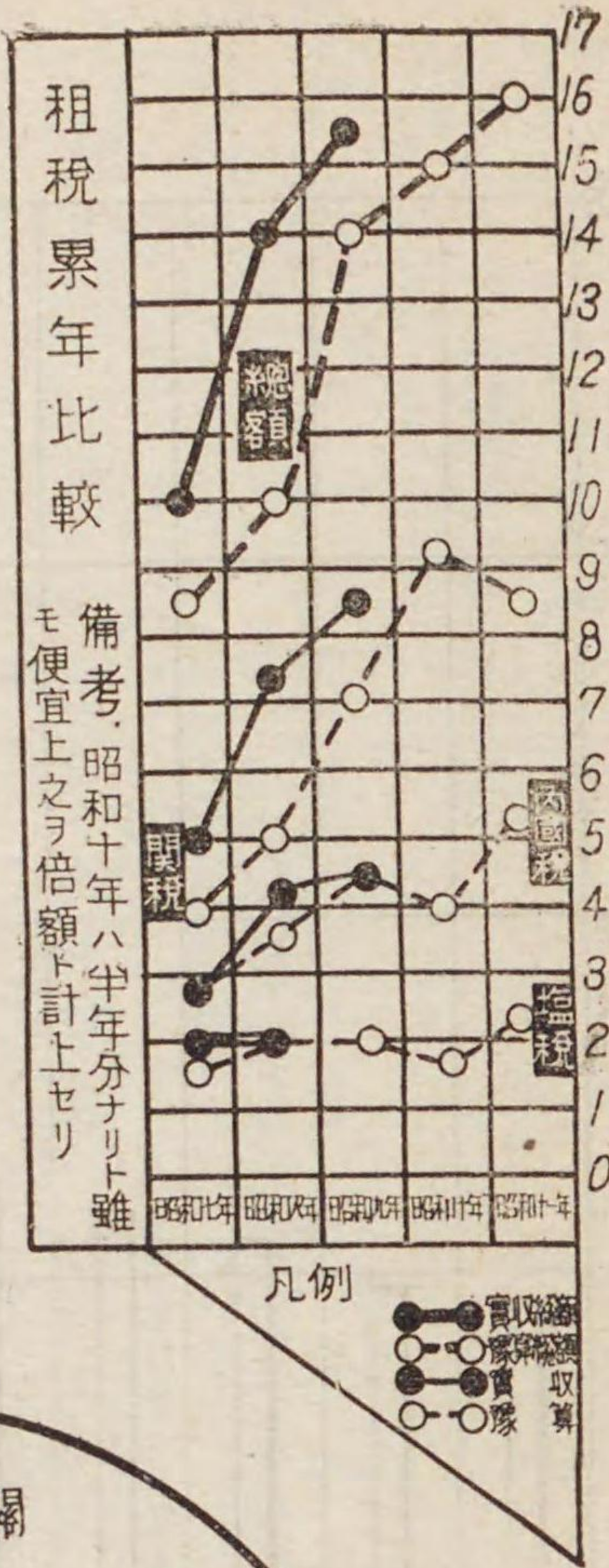
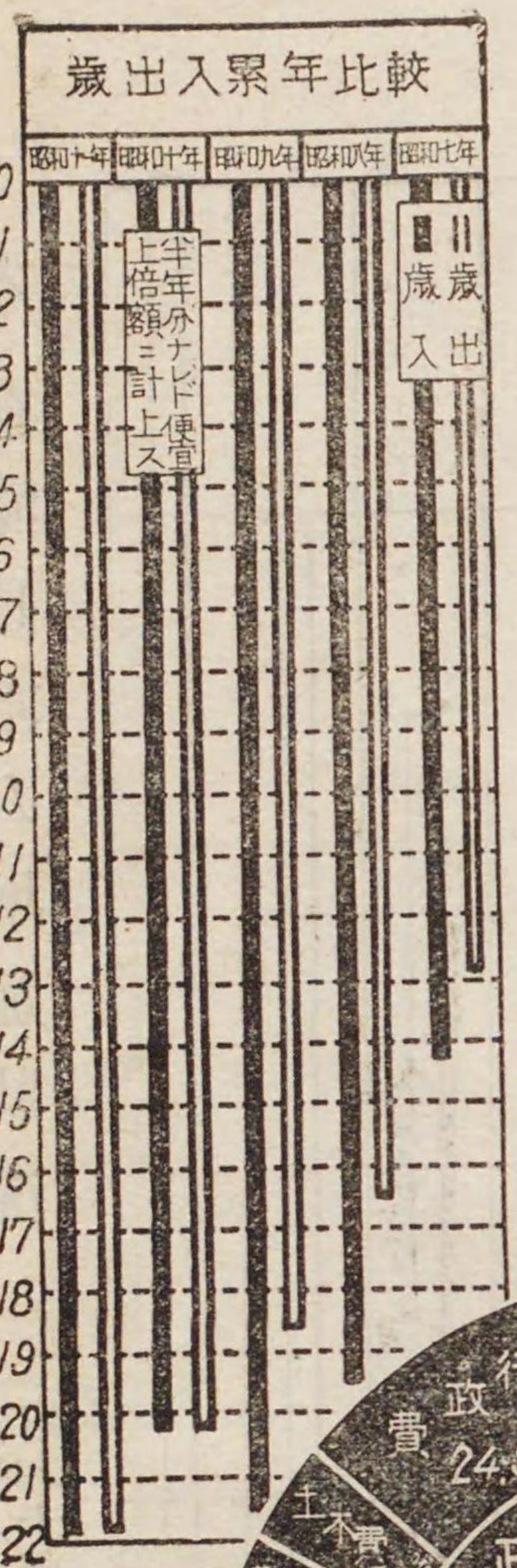
惟フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬在シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フヘシ。地質膏腴、民風樸茂、開放ヲ經ルニ迫ンテ生聚日ニ繁ク、物產豐饒實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命自リ共和民國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ、豺貔相繼キ、竟ニ將ニ廿年ナラントス。狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。内ハ則チ暴斂橫征、恣意揮霍、以テ幣制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關内ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス。一再敗衄スルモ尙ホ悛悔セス。外ハ則チ信義ヲ蟻棄シ、數ヲ隣邦ニ閉キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。加フルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、至ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓殍途ニ載ス。我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域内ニ託スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脱センヤ。今ヤ何ノ幸ソ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥盤踞シ、秕政萃聚セル地ヲ舉ケ一旦ニシテ之ヲ廓清ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ予ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。

是ヲ惟フニ内、中原ヲ顧ミレハ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專横ニシテ國政ヲ把持ス、何ヲカ民生ト云フ。實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ。但タ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐僞ハ究詰スルニ勝ヘス。比來内鬩迭々起リ、疆土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレン。是ニ於テ赤匪横行シ、災祲薦リニ告ク。毒、海内ヲ痛マシメ、民怨沸騰シ政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治清明ノ會ヲ追思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及スヘカラス。此レ我カ各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試験ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱ミ、醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從新未タ遏仰スヘカラサルニ籍ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ、浸ク共產ニ至ルノミニ非ス、自ラ亡國滅種ノ地ニ陥リテ已マサラン。

今我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機縁ヲ以テ、カメテ振拔ヲ求メ、自ラ政治萬惡國家ノ範圍外ニ脱セサレハ、勢必ス胥ヒ載セテ溺ニ及ヒ、同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各聯盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ、詳ニ研討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク、以爲ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラ

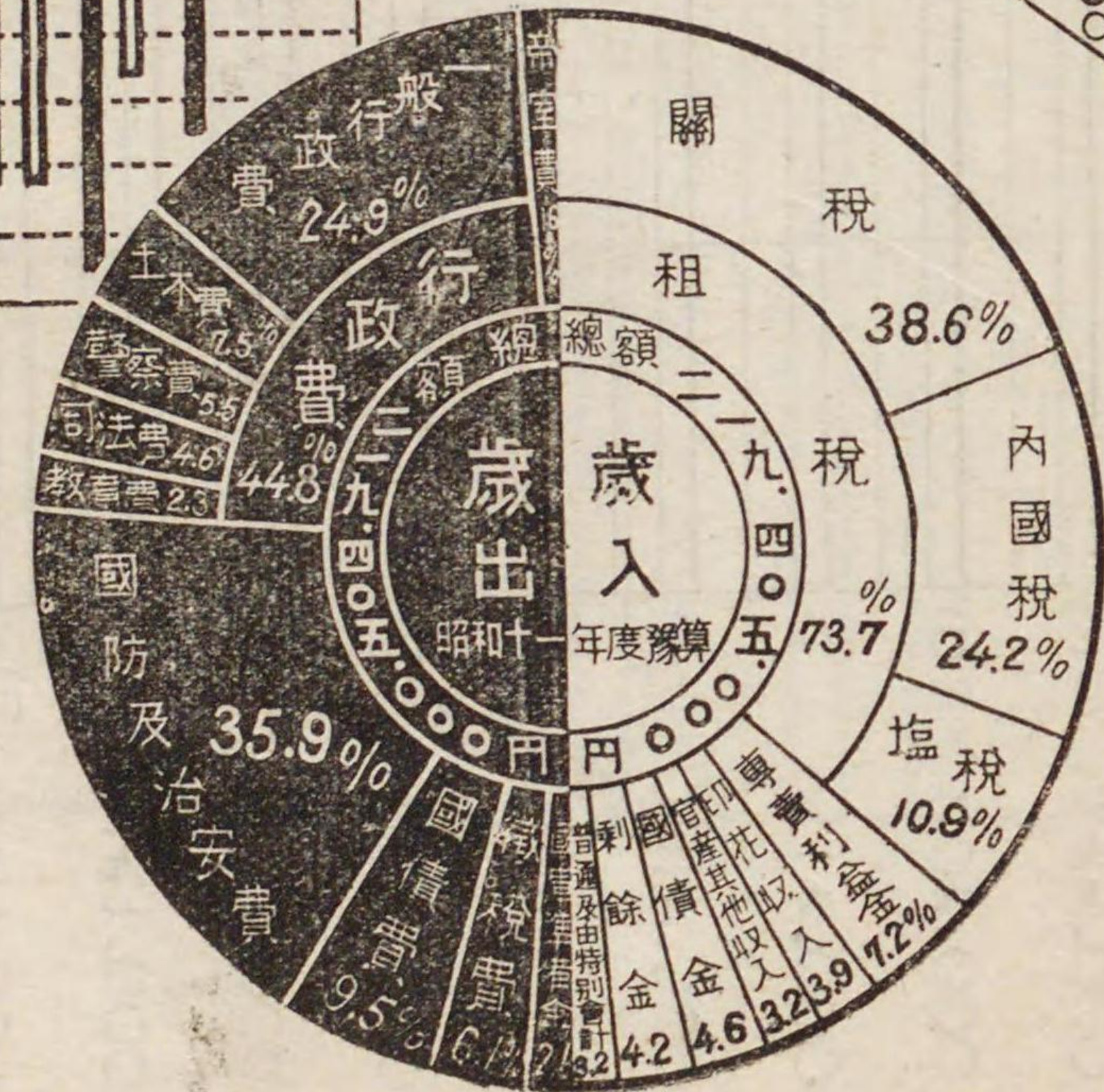
ス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス、只安集ヲ以テ主ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ即チ三萬民衆ノ意向ヲ以テ即日宣告シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。茲ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツキ、道ハ天ニ本ク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス真正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ或存ヲ容サス。凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ亨クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保障シ、其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。竝ニ力ヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ求メ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ俊賢ヲ登用シ、實業ヲ獎勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ維持シ、警兵ヲ訓練シ、匪禍ヲ肅清セム。更ニ進ンテ教育ノ普及ヲ言ヘハ、當ニ禮教ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ必ス境内一切ノ民族ヲシテ熙熙皞皞トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ則チ信義ヲ尊重シテ力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以内ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續

千萬元
滿洲事變滿五年



五、滿洲國財政一覽

千萬元



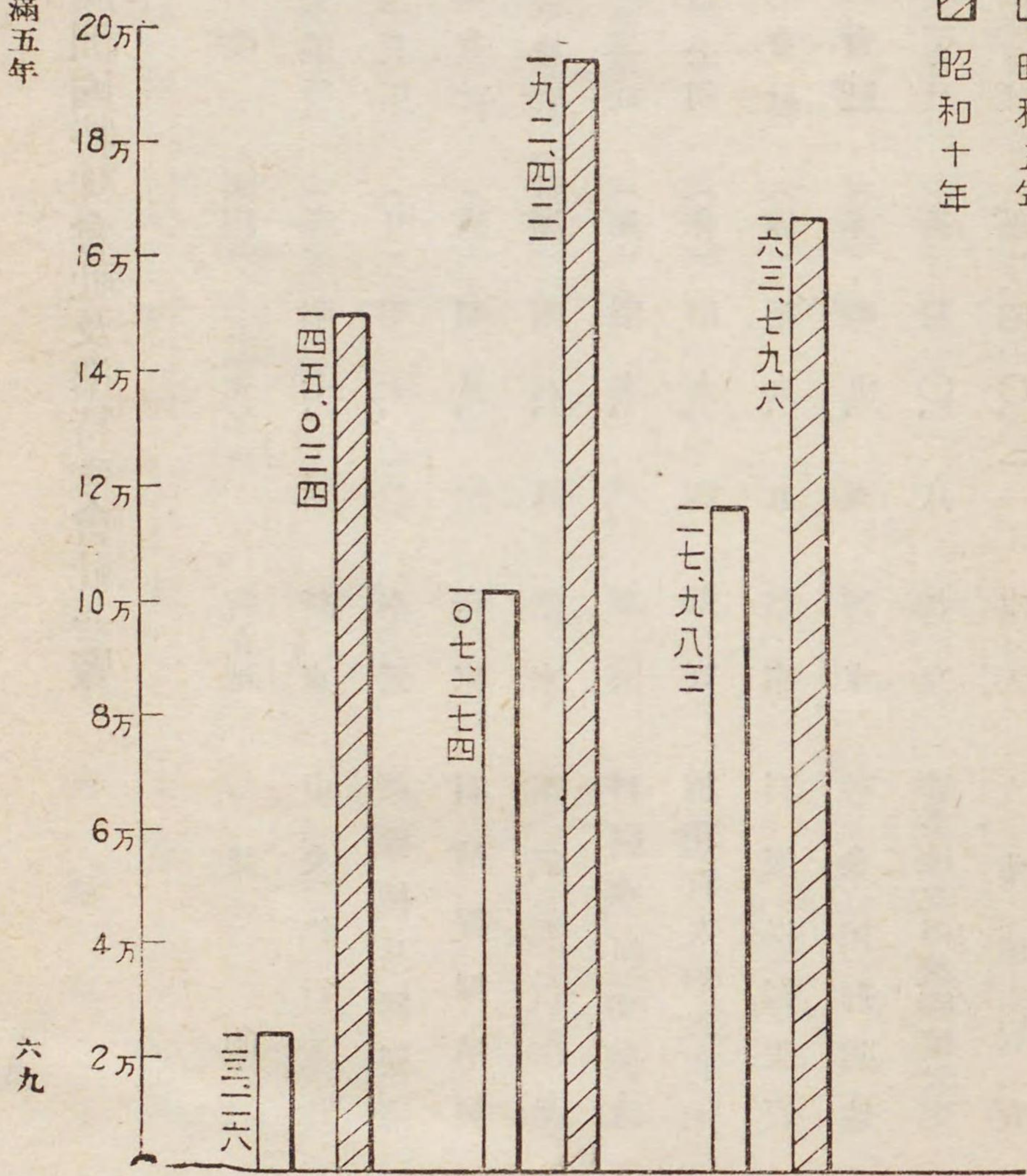
六七

承認シ、其ノ自ラ我カ新國境内ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何國ニ論
 ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戸開放機會均等ノ實際ヲ達セム。
 以上宣布セル各節ハ新國家立國主要ノ大綱タリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、即チ當ニ新組織ノ政府ニ由リ
 テ其ノ責任ヲ負フヘシ、極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓ス。
 天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。
 大同元年三月一日

滿洲國政府

六六

滿洲事變滿五年

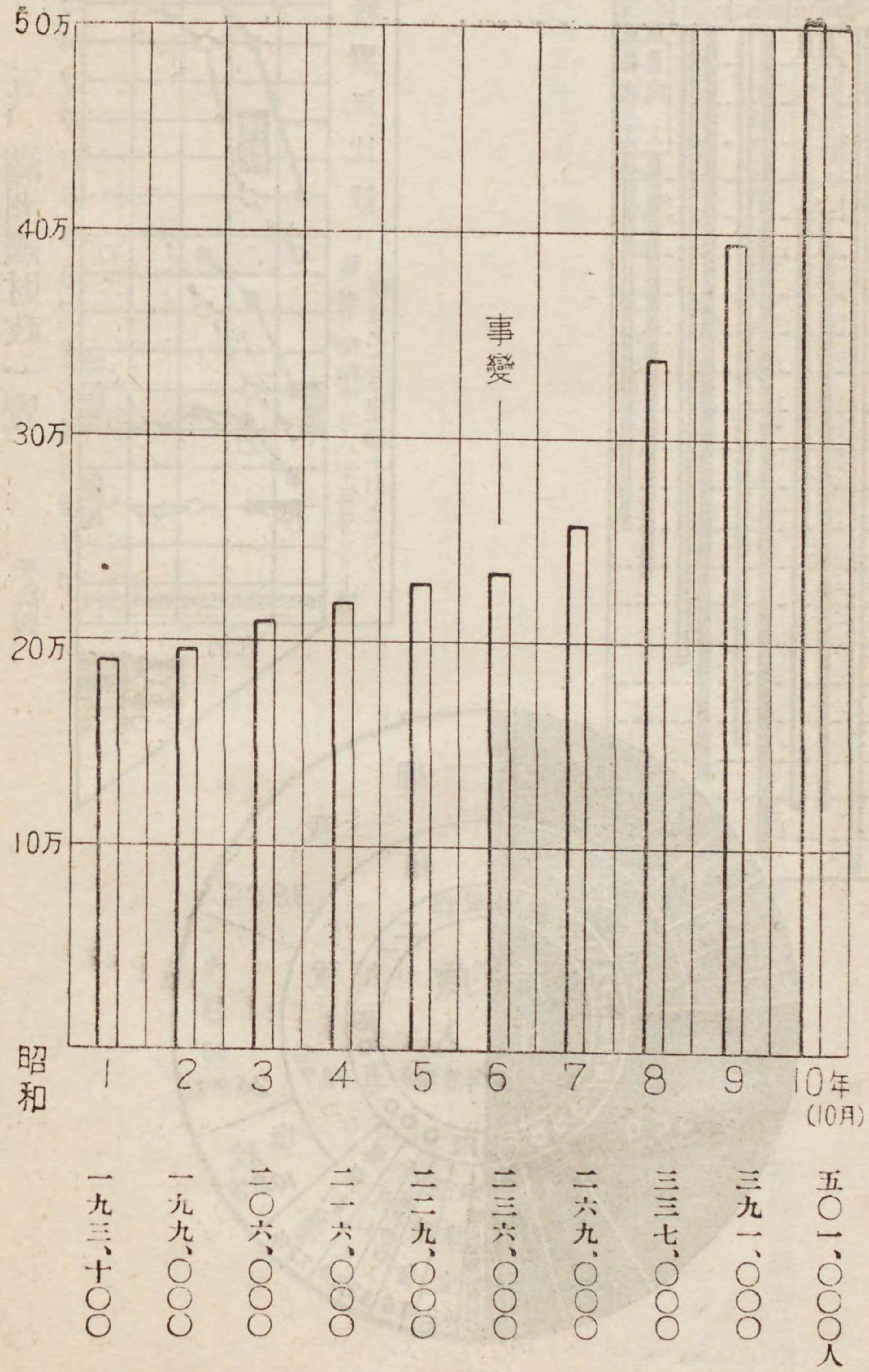


六九

七、日本人區域別人口增加比較

(鮮人ヲ含マス)

昭和五年
昭和十年



六、在滿日本人增加狀況

(朝鮮人ヲ含マス、軍人ヲ含マス。昭和十年度ハ十月末ノ國勢調査數字)

六八

八、滿洲國特殊會社及準特殊會社一覽

七〇

○特殊會社

會社名	(國籍)	設立年月	所在地	目的	資本金(萬圓)
株式會社滿洲中央銀行	(滿)	昭七、六	新京	中央銀行業務	三、〇〇〇
株式會社奉天造兵所	(日)	昭七、一〇	奉天	諸機械兵器製造	四六〇
滿洲石油株式會社	(滿)	昭八、二	新京	石油採掘精製	五〇〇
滿洲電信電話株式會社	(日滿)	昭八、八	新京	電氣通信事業	五、〇〇〇
同和自動車工業株式會社	(滿)	昭九、三	奉天	自動車組立製造	六〇〇
滿洲棉花股份有限公司	(滿)	昭九、四	奉天	棉花買入加工其他	二〇〇
滿洲炭礦株式會社	(滿)	昭九、五	新京	石炭採掘販賣	一、六〇〇
滿洲採金株式會社	(滿)	昭九、五	新京	砂金採掘其他	一、二〇〇
滿洲鑛業開發株式會社	(滿)	昭一〇、八	新京	鑛業權取得租鑛權設定	五〇〇
滿洲火藥販賣株式會社	(滿)	昭一〇、一一	奉天	火藥類販賣	五〇

滿洲拓植株式會社	(滿)	昭一一、一	新京	移住者關係事業	一、五〇〇
滿洲林業股份有限公司	(滿)	昭一一、二	新京	森林開發事業	五〇〇
滿洲鹽業株式會社	(滿)	昭一一、四	新京	鹽ノ製造加工賣買	五〇〇

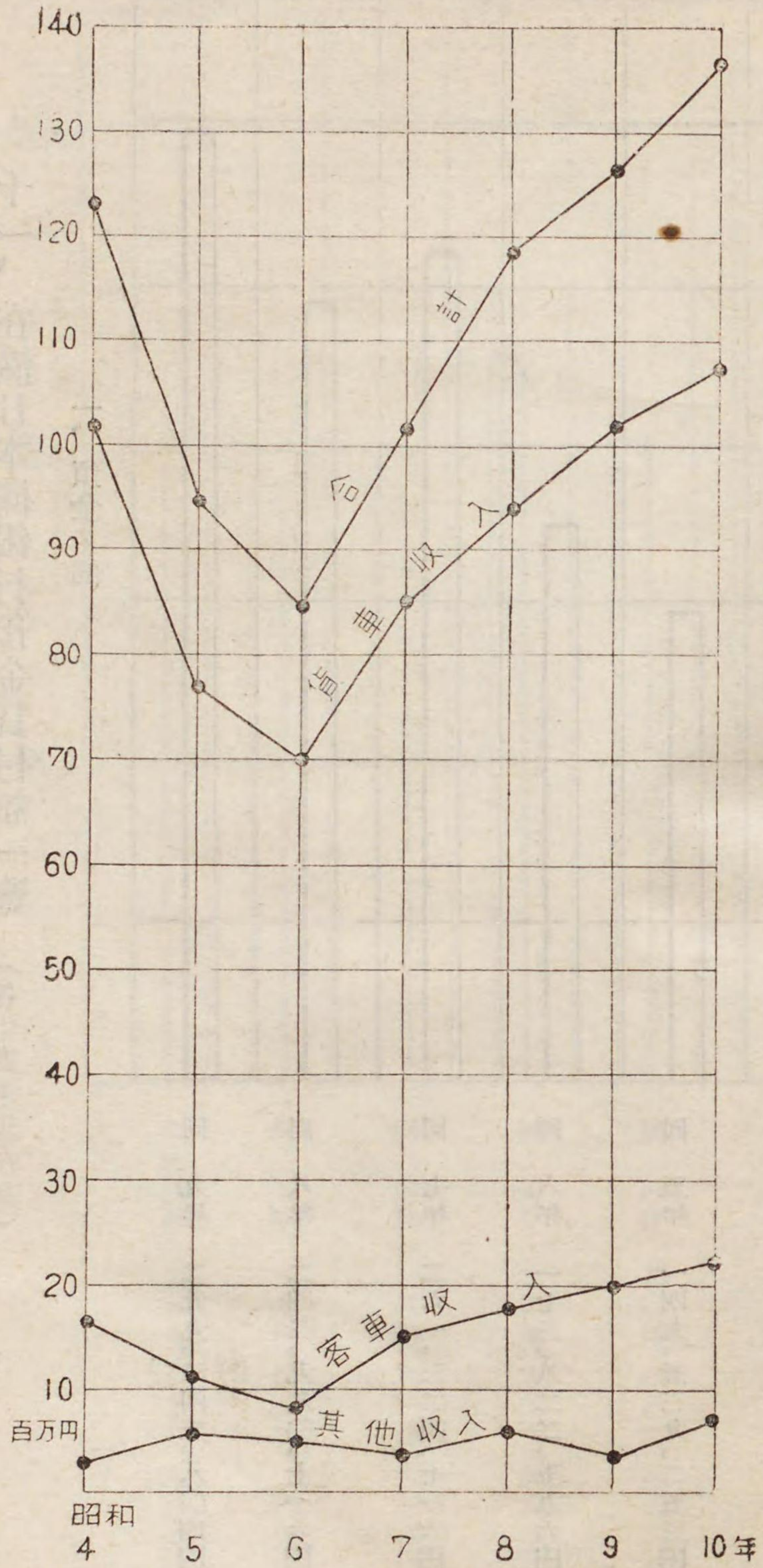
○準特殊會社

會社名	(國籍)	設立年月	所在地	目的	資本金(萬圓)
滿洲航空株式會社	(滿)	昭七、九	奉天	航空輸送	三八五
滿洲化學工業株式會社	(日)	昭八、五	大連	硫酸、アンモニア	二、五〇〇
株式會社昭和製鐵所	(日)	昭八、五	鞍山	銑鐵鋼材其他	一〇、〇〇〇
大同酒精株式會社	(滿)	昭八、一一	哈爾濱	酒精及其加工品	一六七
滿洲計器股份有限公司	(滿)	昭九、五	新京	度量衡器及計器	一五〇
滿洲電業股份有限公司	(滿)	昭九、一一	新京	電燈電力供給	九、〇〇〇
奉天工業土地股份有限公司	(滿)	昭一〇、三	奉天	工業土地經營	二五〇
本溪湖煤鐵股份有限公司	(滿)	昭一〇、九	本溪湖	製鐵事業	一、〇〇〇

滿洲事變滿五年

七一

滿洲事變滿五年

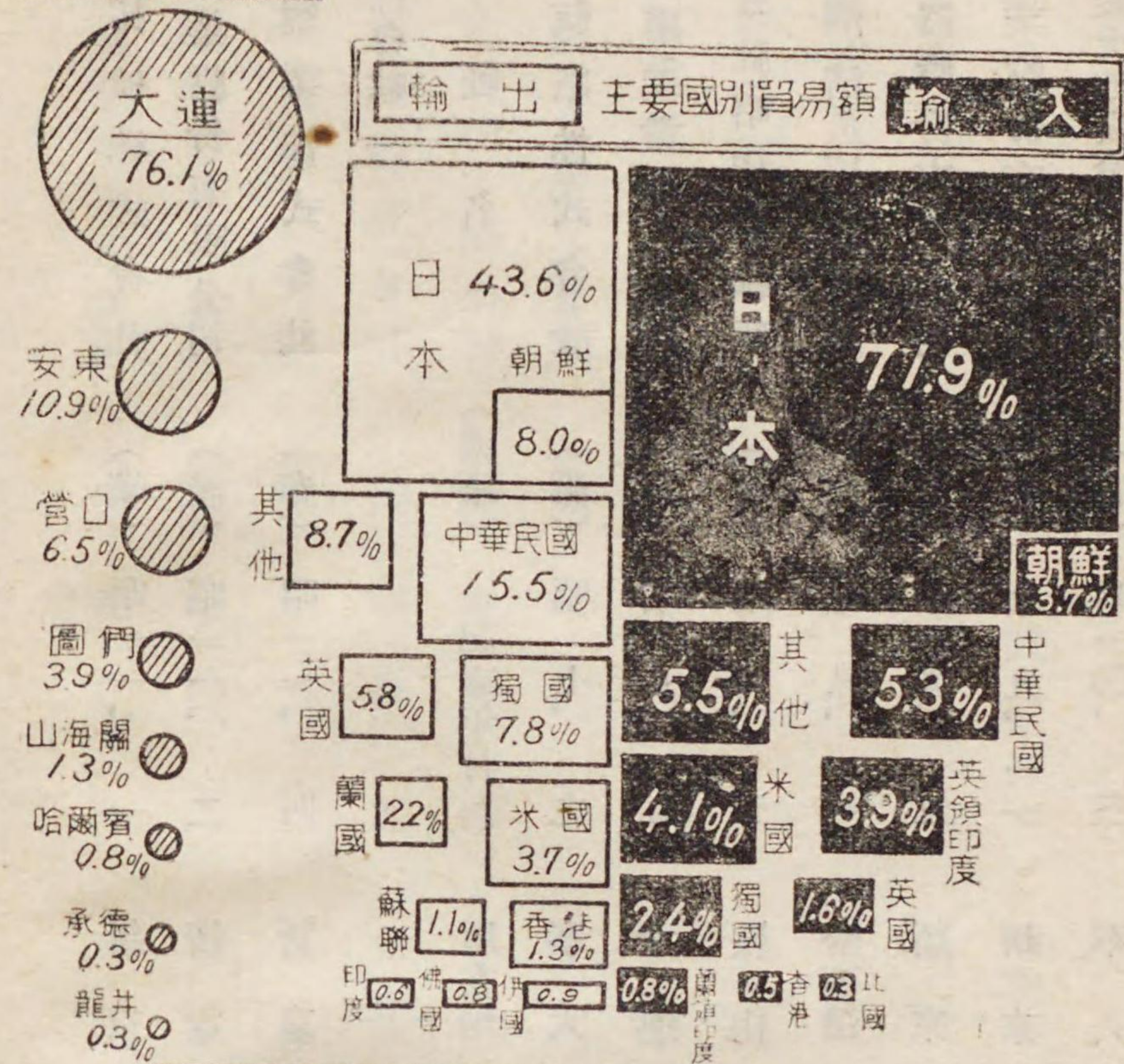


十、滿鐵鐵道營業收入動向

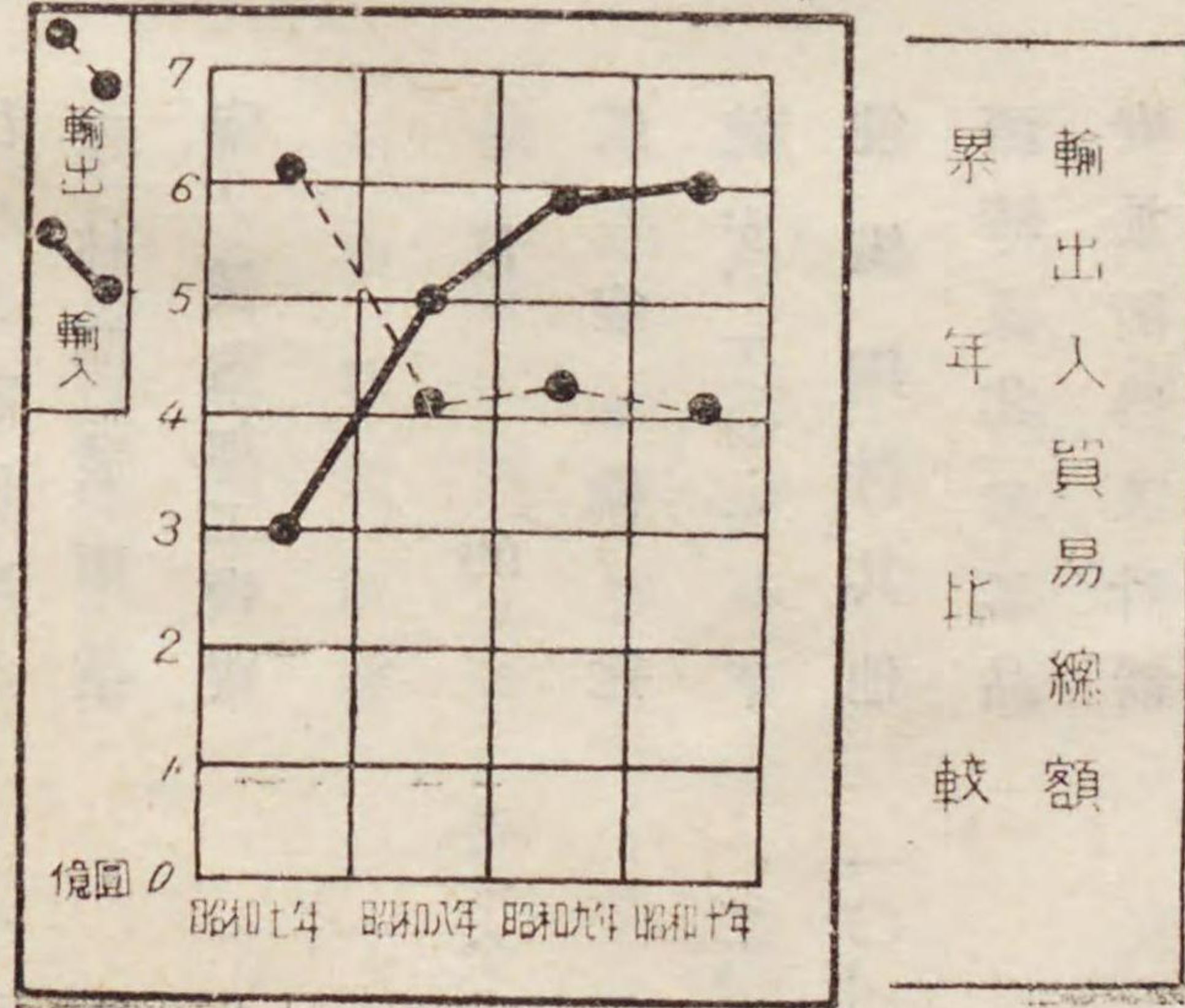
七三

祝關別貿易額

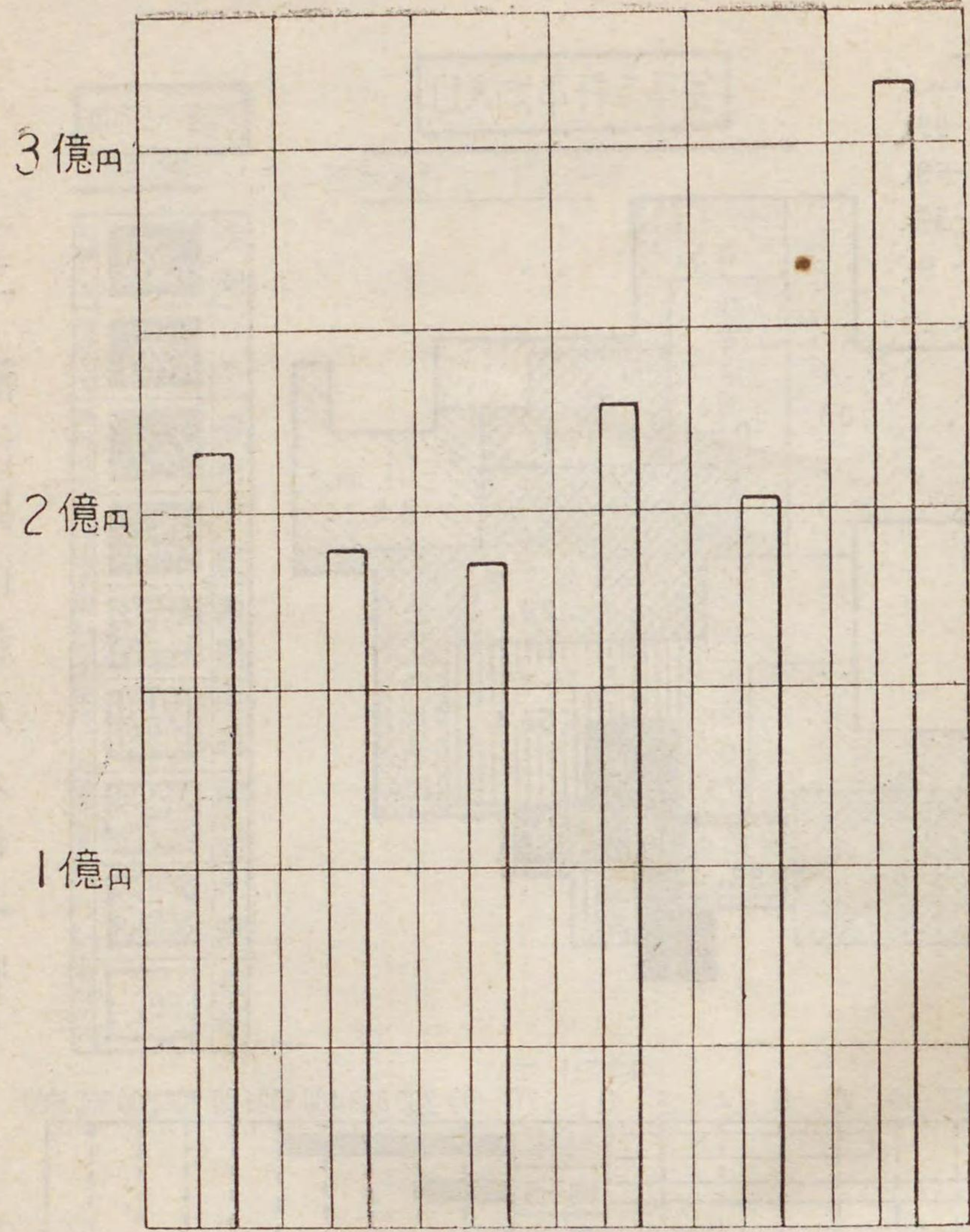
昭和十年度



九、滿洲國貿易一覽



七二

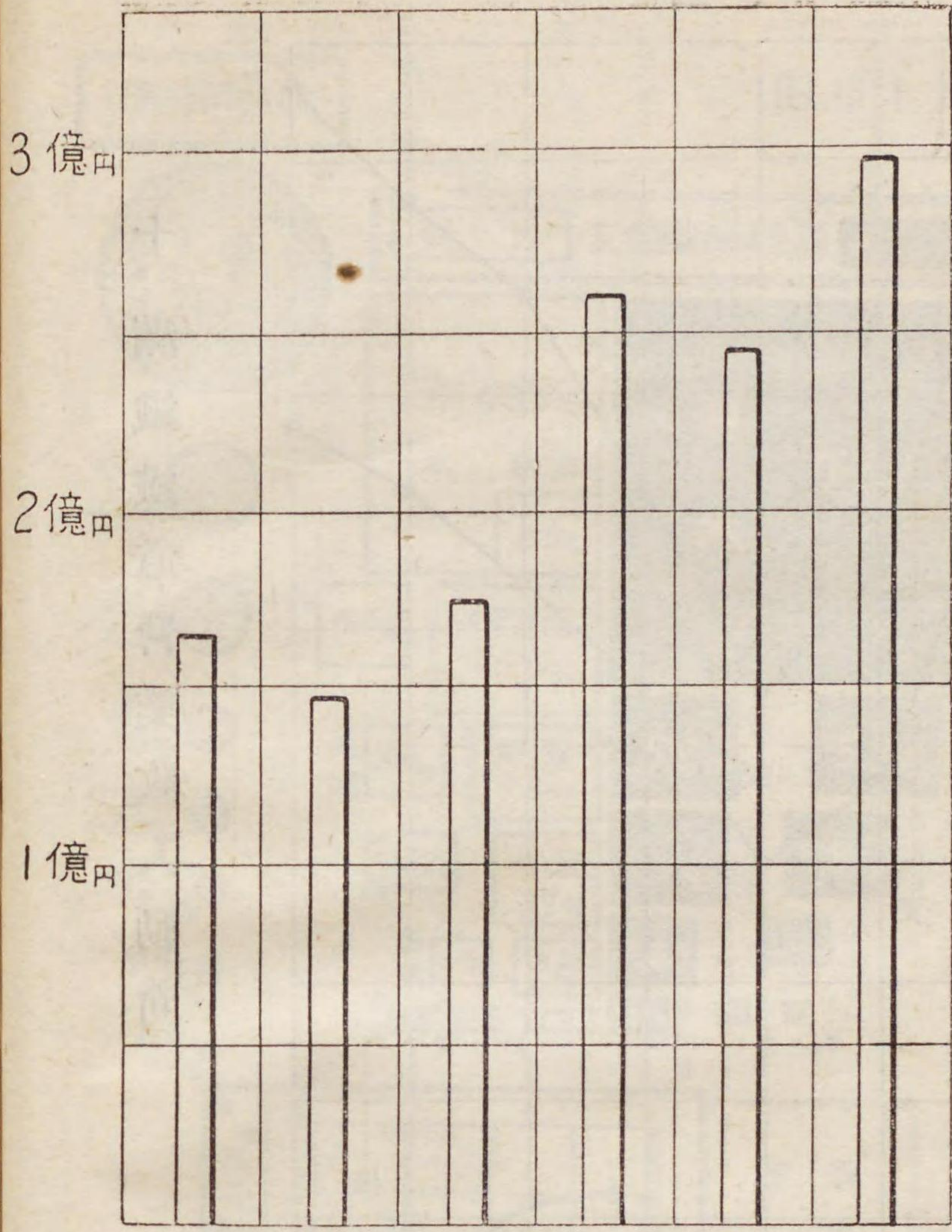


二、貸付ノ部

昭和四年 二一七、〇五三、七四九円
 同五年 一九一、三三二、二〇二円
 同六年 一八六、六一五、六一八円
 同七年 二二七、九二六、六九五円
 同八年 二〇二、三八二、七七六円
 同九年 三一七、四〇二、六一九円

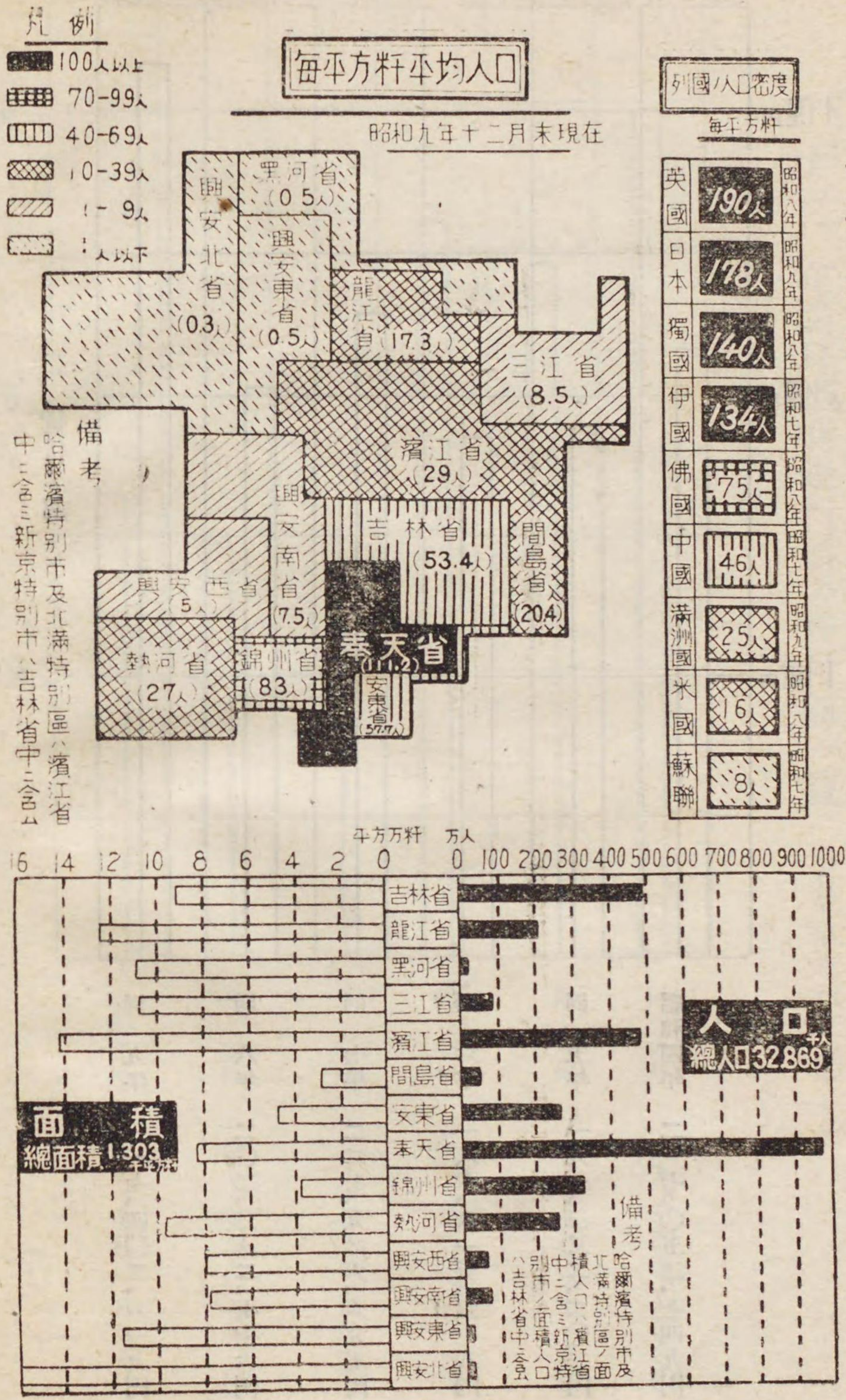
十一、在滿日本側銀行預金貸付額一覽 (各年度末現在高)

一、預金ノ部



昭和四年 一六六、七八二、八二七円
 同五年 一四九、五三九、二五三円
 同六年 一七三、八二二、五九六円
 同七年 二六一、三二四、七一六円
 同八年 二四三、九八〇、七一六円
 同九年 二九九、三四五、八〇四円

十二、滿洲國面積及人口一覽





昭和十一年九月十四日印刷
昭和十一年九月十八日發行

陸
軍
省



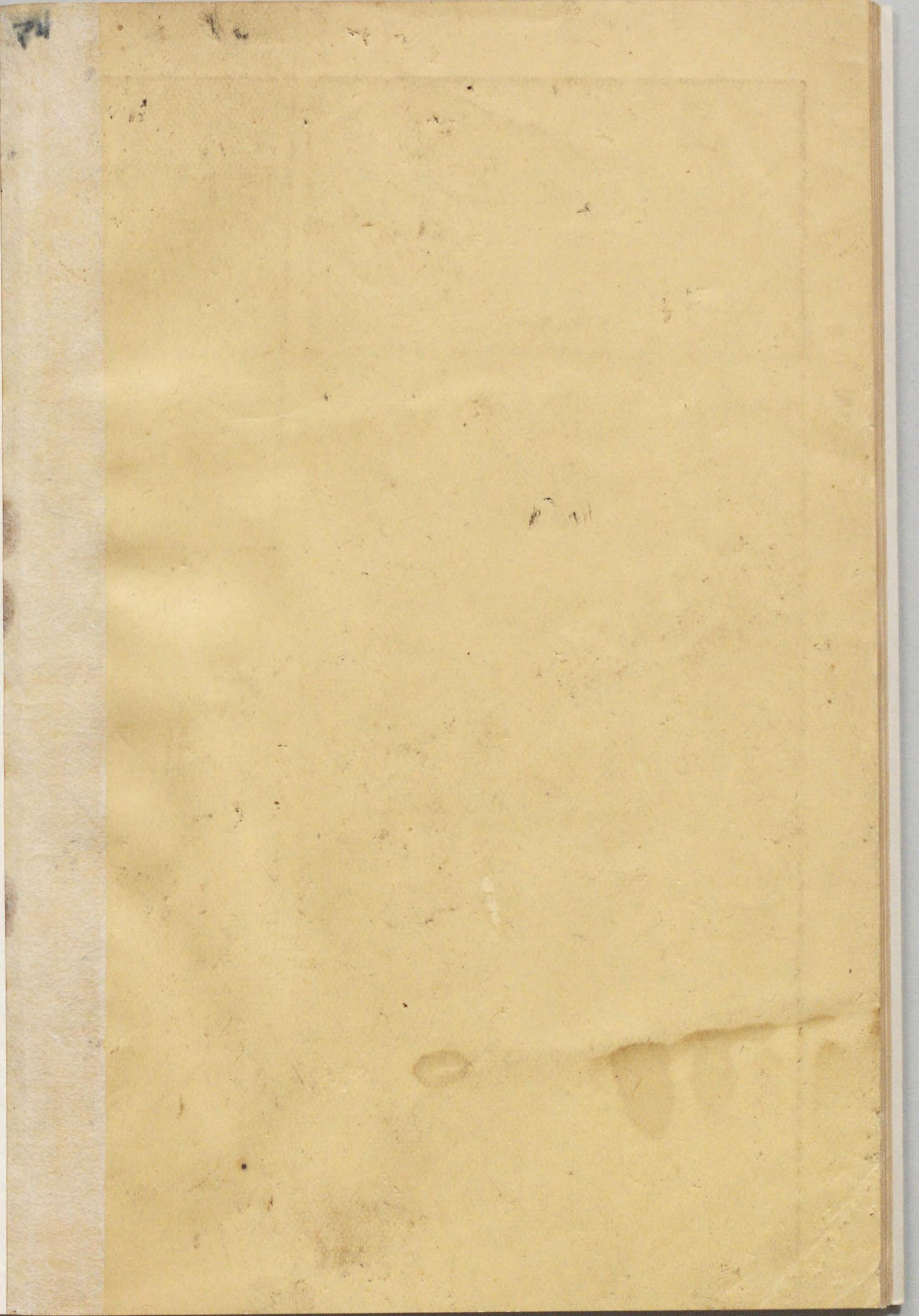
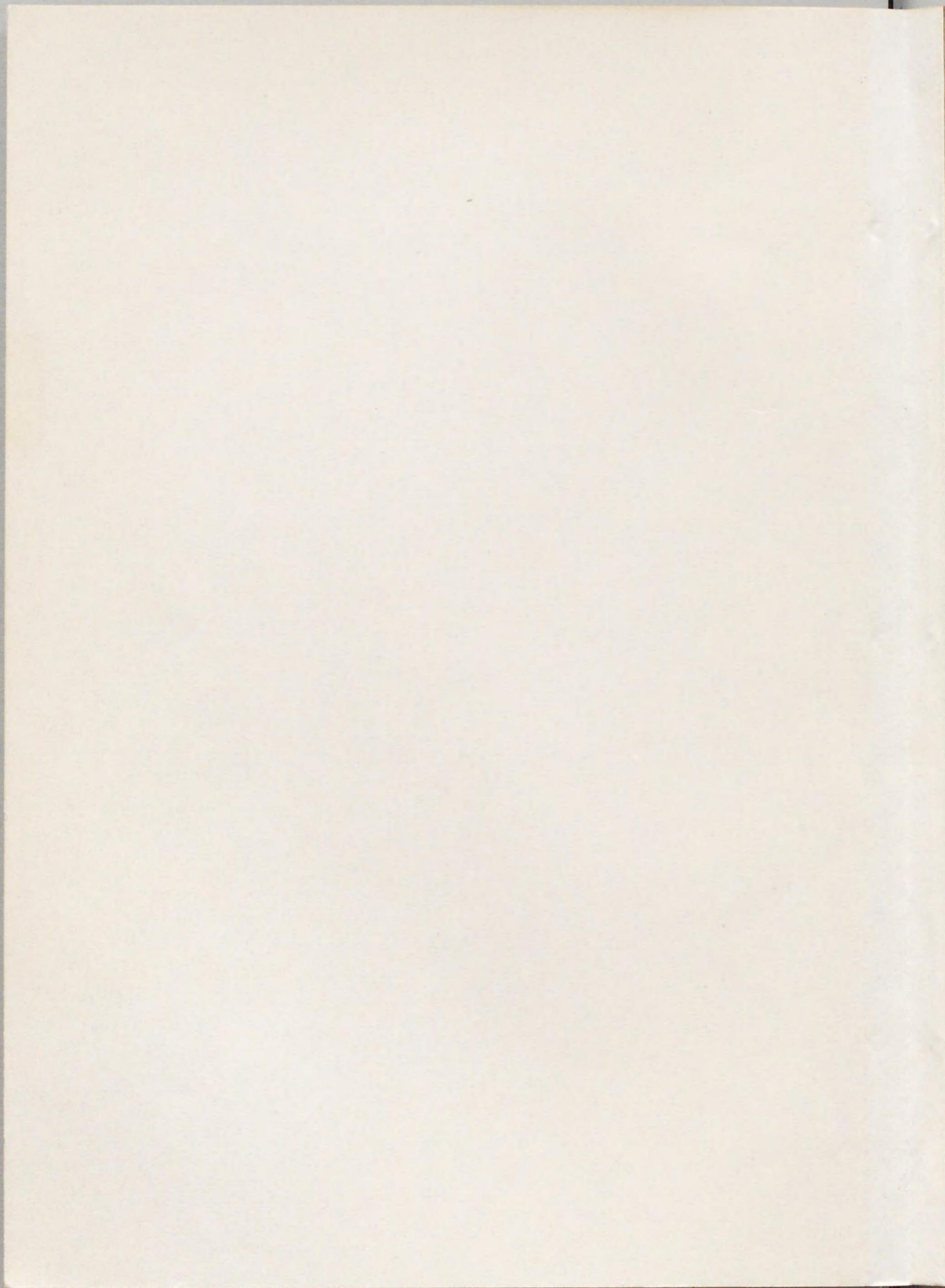
都立書房

明治十一年八月十八日發行
明治十一年八月十八日發行

朝

軍

管





Blank white label with two vertical gold lines and a horizontal line near the bottom.